

昭和六十二年三月

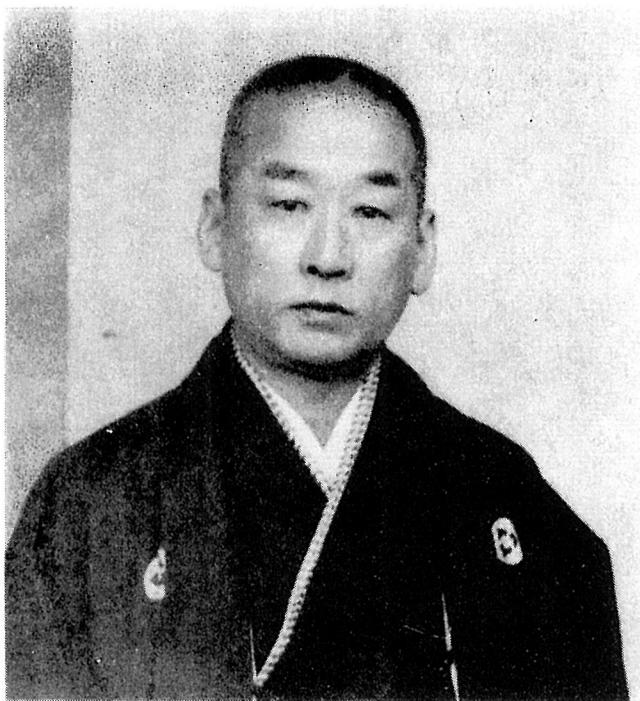
住友修史室報

第一七号

六月十日

卷之三

場 帳(天保五年六月十日・十二日)



岡 素男



富島町の現況(現大阪市西区川口四丁目) 一昭和六十二年一月撮影一

## 目 次

大野藩の御手山經營 ..... 小葉田 淳 1

—近世の面谷銅山—

住友の並合業と岡素男 ..... 宮本 又次 48

近世住友の型銅について ..... 69

後 記 ..... 72

口 絵 場帳(天保五年六月十日・十二日)

岡 素男 富島町の現況

# 大野藩の御手山経営

—近世の面谷銅山—

小葉田 淳

## 一

天保三年（一八三二）五月大野藩は面谷銅山を御手山とし藩の直営とした。その年限を来る申年（天保七）まで五カ年としたが、同六年正月に当年より一五カ年御手山を延期する旨を布告した。嘉永二年（一八四九）が年限となるが、御手山は明治四年（一八七一）の廢藩置県後にまで継続されている。明治四年三月および四月、面谷村民一統より銅山方かかりの諸役にあてて、まだ御手山の年限中であるが、天保三年以前のとおり仰せ付け下されたいと願いでている。その理由として物価も下直とならず、鉱脈採鉛は十分でなく、藩より貸与される米諸品代と鉛代は不釣合となつて藩へ迷惑をかけるなどと述べている。これより先き慶応三年（一八六七）が御手山の年限であつたらしく、その際に村方より「米諸品格外之高価ニ相成、其上大堅穿荒し小堅性來惡敷堅計ニ而山師共致難渋候ニ付、御手山御引直し被下度旨」願い、藩では事情憐察のうえ、「来申年迄御手山ニ被仰出」とある。申年（明治五）まで御手山年限を延したわけで、明治四年の願書に「未御年限中ニハ候得共、一山村方へ被下置云々」記す理由である。藩では先きの村民の願

書を承認したようで、面谷では村役・村惣代が出町つまり大野町へ出向いて山元仕入人を求めて奔走したが、時節柄得られず、願書のとり下げを願つてこれまでどおり御手山の存続を歎願している。<sup>(1)</sup> 山元仕入人とは、天保三年以前の元締にあたり、金名子以下いわゆる面谷の山師に資材や米諸品代等を仕送り出来銅を収めて差引勘定する稼行主である。

「民行鉱山誌料」(『三菱社史』16所収)に、明治四年の「廃藩ニ至リ再び村民ノ有トナル」とあり、明治十五年面谷を見分した喜多村寛治の報告に、「明治四年廃藩ニ至リ再ヒ村民ノ有ニ帰シ」と記し<sup>(2)</sup>、明治六年に面谷を点検したという鉱山寮職員長谷川光忠らの報告に「一昨辛未年廃藩、尔來村稼ニ復セリト云フ」とある。<sup>(3)</sup> これらによると、明治四年中に村有となつたようみえるが、「民行鉱山誌料」にはまた維新後も明治五年までは大野藩が稼行して明治六年に村民有となり毎戸各自が稼行したと記している。

明治六年九月日本坑法が頒布され、諸鉱山の借区願があらためて提出された。別子立川銅山の例では住友吉左衛門代理広瀬宰平の名で明治六年十一月に借区開坑願を鉱山頭吉井享あて愛媛県参事代理の権参事の添書をもつて提出し、元禄以来住友が連綿稼行した別子立川鉱山につき明治五年あらためて出願し免許されたが、今般鉱山規則布令に従い別紙図面の場所借区開坑の許可を願うとある。十二月に工部卿伊藤博文の名で当分借区開坑を免許し追つて実地点検のうえ坪数税額を決定し本券と引きかえるという借区券を交付された。<sup>(4)</sup> これによると、面谷においても日本坑法頒布により明治六年十一月ごろにも借区開坑願書を提出したはずであり、願書は村方一統よりであつたと思われる。それまでは御手山の継続形態であったのであらう。明治六年より村有となつたというのは、それを示すものであるまい。ただそれら願書の文をまだみてはいない。

一

さて天保三年五月御手山に移されたとき、面谷山師惣代として、庄屋および金名子・半金子・水役の代表が提出した請書の内容については、前にも触れたが、次にその全文をあげておく。

覚

一此度面谷銅山当辰年より来ル申年迄五ヶ年間御手山被仰付候、可得其意候、右ニ付鉛石壹荷十弐枚又此代銀六匁ト相定被置御買上ケ可被下、尤鉛之模様ニより直段増減双方立会之上、御□<sup>(定カ)</sup>被下候事、右ニ付吹屋不残御差留、鍛冶場鞴之外有申間敷事

一手山中運上銅ハ無之事

一山稼之品ハ勿論、米穀塩噌日用之品ニ至迄、通ヲ以貸渡可申候、代銀上納之儀ハ鉛石代ニテ差引遣可申候、尤諸品時方相場一割高ニ取立可申事

右之通申付候間、山稼出精致し、御上之御為第一ニ相心得可申者也

右之通被仰付一統難有奉畏候、然ル上ハ何事も嚴重ニ相心得、御法通り急度相守り少も違背仕間敷候、万一心得違之者も御座候ハ、何様御咎被仰付候共一言之儀申間敷、為後日面谷惣代印形仕差上申処仍如件

辰五月十一日

面谷山師惣代

水役 次右衛門印

半金子 喜平太印

同 庄兵衛印

金子喜次郎印

庄屋市右衛門印

御奉行様

御手山以前の稼行法は、仕送人つまり元締が稼行の資材や食料諸品を仕送し、出来銅を引きとり差引勘定をしたので、寛政三年（一七九一）より同九年ごろまでの藩の御手山経営も、藩が元締の役割に当たつたものと思われる。しかるに天保三年以後の御手山は、藩の手で金名子以下が採掘した鉛を買上げ、製鍊は藩営の吹屋で行い、荒銅は大野町東方の向嶋へ送られて南蛮吹し、面谷においての稼行資財や食料諸品はすべて金名子以下に対して藩より貸付けて鉛代と差引勘定する、これが銅山経営の基本となつてゐる。この基本の上に立つて、選鉱・製鍊はもとより採鉱についても厳しく規制管理し、さらに面谷村民は、銅山稼行人でもあり、村民の日常生活にまで強い統制を加えた。

手山中は運上銅はないとあるが、それは当然のことである。ところで御手山以前の運上について、明らかでないとして、前節では天和二年（一六八二）土井利房が大野に封ぜられ面谷もその領となつたとき、前大野藩主松平直明に対し当年の物成は土井氏に与えられることになり郷村の引渡が指示されたが、その郷村高帳に面谷銅山運上として銀一〇貫目とあるのを一例としてあげた。それに「年々不同」と註記されており、当時の銅山運上法として、稼行請負人が一ヵ年銀何枚と運上上納を契約する法がよく行われたので、それかも知れぬと述べておいた。ところが明治四年四月前述した村方一統より御手山をやめて天保三年以前のとおり仰せ付けられたいと願つた願書に、「勿論先規之通出銅七分一之運上急度可致上納候」とある。これによると、天保三年以前には出銅の七分一を運上として上納したよう

である。出銅の歩一、たとえば十分一、あるいは外一割など称して、山主取分の一〇分一つまり出銅の一一分一を上納するなど、この法も一般に行われた。このばあい銅代銀納が多い。天明六年（一七八六）と推定されるが幕府巡見使の質疑があつたとき町年寄・御宿之者・庄屋の返答要旨を記した覚書に、面谷山銅運上は年々高下あり、七二年余以前までは、つまり正徳三年（一七一三）以前までは銅代金二〇〇両ほどもあつたと伝えるが、その後しだいに減じて近年はとくに衰微し、金一〇両ほど上納し、去る巳年（天明五）<sup>(5)</sup>は殊に少なく三〇〇〇斤ほどの出銅と面谷へ赴いたものより聞いたとある。天明ごろ面谷銅（絞銅）は大坂銅座買上直段が一〇〇斤につき一五三匁五分で、三〇〇〇斤では四貫六〇五匁で、大坂・京の金両替相場は確実ではないが、五八匁前後として八〇両ほどとなる。そこで金一〇両ほどの運上は出銅七分一の銅代とみても差支えなかろう。もちろん、覚書にあげた数字はあまり正確なものではない。

### 三

さて「銅山記録」に、面谷の支配管理また経営のための諸役として、頭取役四人、調役頭取以下五人、山方・床屋方・本番方・炭方など二〇人、面谷奉行四人および支配人一人の姓名を記している。彼らは天保三年以来勤務したもの、とくに同十三年ごろの勤務者を中心あげている。銅山方は御手山以前より大野藩政の一部局をなしていたといえるが、このうち面谷奉行はすでに元禄十四年（一七〇一）五月任の渡辺郷右衛門綱堅以来、奉行名も多く記録されている。寛政三年暮に銅山水抜普請のため公儀より拝借金が許され、藩の御手山となつて、十二月山高伊兵衛・岡新兵衛が面谷奉行銅山御用掛兼勤を命ぜられて、一人ずつ交替面谷に詰めた。以下「銅山記録」のほか「土井家家臣由緒書」「分限帳」を参照して記すが、正しくは面谷奉行銅山御用掛と称した。「銅山記録」にあげられた奉行五人のう

ち、木村衛は天保十年正月、家内を伴い面谷長詰を命ぜられているが、同十三年三月勤務を免ぜられ、下山して作事奉行を再勤することとなつた。四月その跡役として福田六郎が御納戸役より転じて面谷勤番となつた。天保十四年正月横田権之丞（権進）は奉行に任じ、翌月面谷に來り（登山という）福田は三月はじめ下山し大野へ赴いてその十二月に奉行を免ぜられている。横田は三月には面谷の番所の番人任命などを行つてゐるが、奉行は他職の兼勤のものがあり、少なくとも二人が任命されて交替して面谷に詰めたようである。面谷奉行は面谷に詰める役方では銅山稼行の管理運営上に最も重い責任者であった。

しかしそれより上級の役方に面谷定詰ではないが銅山御用掛頭取がある。先きの御手山のとき、寛政三年十二月に福田三郎兵衛が面谷銅山惣御用惣頭取に任命されたとされる。「銅山記録」に、小泉佐左衛門（久徴）・浅山八郎兵衛（典朝）・内山七郎右衛門（良休）・松浦左次馬の四人を記すが、小泉は天保四年正月頭取となり、同十年十月勘定奉行に転じ、浅山は同九年十一月頭取となり、同十三年三月免となつたといふ。この間、天保十年三月、小泉・浅山が登山して山師一統にその出精を賞して金子を与えた。小泉は同十三年三月勘定奉行より再び頭取となり、松浦とともに登山し、山師一統の勤務状態を不埒として叱責し、稼行の改革を命じた。同年九月目付役小早川湊とともに登山し、小早川は三日ほどで帰町したが、小泉は一〇日ほど滞在し、同十四年二月にも松浦や奉行横田、調役頭取服部与右衛門と同道、登山している。内山は天保十年正月頭取に任じ、同十三年二月産物方御用掛を本勤とし銅山方頭取は加勤となり、半月ほどで頭取加勤は免ぜられた。しかし天保十四年五月より同年十月まで銅山方頭取兼勤の命をうけた。内山は天保十二年正月に面谷兎間歩および西谷鉛山の開発に苦心してしだいに盛山となつたとし、目録（銀一枚）を賞与された。頭取も兼勤のものが多く、隨時に登山し稼行の統制管理にあつたのである。嘉永六年正月に面谷奉行は

以来銅山頭取支配として勤番を仰せ付けられたという。田村五郎左衛門は天保十五（弘化元）年八月面谷奉行となり、嘉永二年七月銅山頭取仮役を勤めたといふ。なお、明治二年六月面谷奉行は廃止されたといふ。

調方の調役は、庄屋方・炭方などを見廻つて取締にあたつたらしい。調役は「吹所内惣取締役之儀ニも候、手代小者等に主意行き届くよう取締る」とも記されている。服部与右衛門は天保九年六月銅山調方を命ぜられ、同十一年二月免ぜられて会所詰となつて、同十二年七月銅山御用掛産物方調役頭取となつて同十四年五月に及んでいる。彼は調役頭取として天保十三年七月、また八月に登山し、さらに九月にも登山した。八月は二日滞在で帰町したが、九月の登山は大坂より美濃道を経て白鳥より面谷に来て、半カ月ほど滞留している。彼は天保六年四月岩井屋儀兵衛と同道し、大坂に住友を訪ねて藩の借用について折衝しているが、天保十三年の上坂も同様の用向か、または大野銅問屋高池栄次郎との用談のためであろう。服部は元治元年三月当分のうち銅山方頭取の任命をうけている。調役は交替して面谷に詰めて勤務したが、調役頭取は必要に応じ登山したのである。天保十四年二月頭取小泉等とともに登山し、一〇日ほど滯在し小泉等と同道帰町している。

面谷には本番方・山方・床屋方・炭方等の役所および番所があつて、それぞれ役人が付けられているが、相互に役方を交替勤務するものが多い。これら役人は小頭格・足軽格のものが主である。平士格（御徒士格）の支配人富田辰右衛門の名が「銅山記録」に記されるが、支配人は、諸役所を見廻り、鉛買上・諸品販売等を監督し取締り、食品諸品貯蔵の土蔵を封印しこれらの入荷のとき送切手と照合して割印を捺し、金名子等より申請のことがあれば内吟味をして奉行へ取次ぐとある。これによると支配人は奉行を補佐して諸役所を取締るが、とくに本番役所の監督に任じたようである。

本番役所は諸国鉱山でいう勘場・台所に該当するといつてよい。天保三年五月の御手山移行のときの条項に、山稼行の資材はもとより米穀塩噸日用品まで通かよいをもって貸渡し、代銀上納に鉛代で差引し、諸品は時の相場より一割高に取立てるあるが、それは本番役所で行われる。天保五年九月、通と鉛代の差引勘定を村方より一ヵ年四度の仕切とすることを願いでてやがて許されたようであるが、同十三年十月に登山中の小泉頭取・福田奉行より、以来三月・九月の各晦日限りの仕切勘定とすることを山師へ伝達するよう支配人へ申渡している。山師等に貸付の引当物の流れたものも多く、天保十四年五月には仏壇・仏具類は買取を望むものなく、本番役人より下直でも払いたい旨を申し立て、頭取へ伺うことになったとある。本番方の事務も整備されたやや後年の規定と思われるが、本番役所四人として、次のようにみえる。<sup>(7)</sup>

- 一 床屋役所より荒銅を受取り絞り役所（東吹所）まで仕送り方を取扱う。
  - 一 槌・元（玄）能などの採鉱資財、床屋用の鉄道具、米穀以下食料の交付。
  - 一 炭・張木請負人より上納のとき、目付立会をもって目形を改めて受取る。
  - 一 諸品売物類が大野より仕送り到着のとき、目付立会い数量貫目を改める。
  - 一 金名子らに通帳を渡しあき、資財や食料衣料諸品を求めたとき儉帳へ記し通帳に割判してこれを渡す。
  - 一 本番役所は市中商人同様の業務であるが、金錢にての売買は堅く禁止する。
- このころ御帳元役所と称し、本帳を保管する役所ができており、また汰り場役所があつて、いざれも山方役のものが勤務した。鉛買上帳は汰り場役所より金名子らに渡し、売物の通は本番役所より渡すが、日々に役所仕舞しだいに通帳を御帳元役所へ持参し、鉛代銀と売物代銀を照合し貸越にならぬよう取計る。このとき奉行・支配人が立会い、

本帳に人別に記載があつて各人の座へ写したり、奉行の見済印を受ける。

山方役は御普請鋪つまり藩費を投じて普請する間歩や、稼鋪つまり金名子以下の稼行人の持つ間歩や掘場を見廻り、御普請鋪のばあいは磐の硬軟により賃銀を定めたりした。主要な坑口付近に役所が設けられ、南山にあら谷役所・中鉢居谷役所などがあつて、そこへ詰めた山役は勤務中は村方へ出ることも禁ぜられた。御帳元役所や鉛買上の場所に汰(淘)り場役所もできて山役が出勤した。床屋方・本番方・炭方なども兼務また交替することが多く、鋪内のことを探査することもしばしば命ぜられている。炭方は製鍊用の木炭の仕入・供与を扱い、穴馬諸村と炭焼の契約もし、釜役銀と称する炭木代を村へ支払い、焼炭量を定めて購入している。これらの事実や経過については後に述べる。銅山方の管理經營の機構は、時代とともに多少の変更をみたと思われるが、他日の調査を待ちたい。

面谷村の北口、持穴よりの入口に番所があつて出入の取締はきびしかつた。たとえば天保十三年四月には番所の出入にいささかの風呂敷包等もよく検査すること、面谷村民つまり山師が門外へ出て当日帰村しなければ急度糺すべきを命じている。番所につめるを押目付といい、二人ずつ勤務するが通常らしい。一人のときは床屋方・本番方等の役人が一人ずつ門番を勤めたようである。押目付の一例として柴田藤兵衛が天保十四年正月晦日登山し、山本嘉七と交替、山本は二月朔日帰町した。柴田は四三日間詰めて三月十四日帰町、この間に田中清七が二月二十五日に交替して、柴田一人勤番となつて、床屋役・本番役より申合せて一人ずつ門番を勤めた。中村吉太郎は三月十五日より四月二十九日まで番所に詰めており、亀村新四郎が四月十六日大野を立ち十八日登山、番所へ出勤しているので、本番方・床屋方の番所兼務は免ぜられた。四月二十九日に中村吉太郎に交替して熊野与二郎が登山している。それから間もなく五月九日には押目付として柴田と中村吉三郎が面谷に到着している。これらによると押目付の番所勤務の交替は割合

に短時日になされたようである。

さて大野城下より面谷に赴く道に、川通・中道・西道がある。川通は大野町・菖蒲池・唯野・勝原・仏原・下山・角野・鷺村・長野・影路・野尻・大谷・持穴と、ほぼ九頭竜川本流に沿うてゐる。中道は大野町・中堀・若生子・大納・持穴、西道は大野町・領家・両笛又・中嶋・黒当戸・本戸・下秋生・上秋生・上伊勢・中伊勢・下伊勢・米俵・池ノ尾・持穴と真名川沿いより入る道である。勝原・若生子・笛又には番所があつて、口留銀の徵収が行われたが、面谷へ入る諸色については右の三カ所番所で口留銀を取らず、面谷の番所で課徵した。本番所で村民に供与した食料・諸品の代銀計算には口留銀も加算されている。<sup>(8)</sup>

#### 四

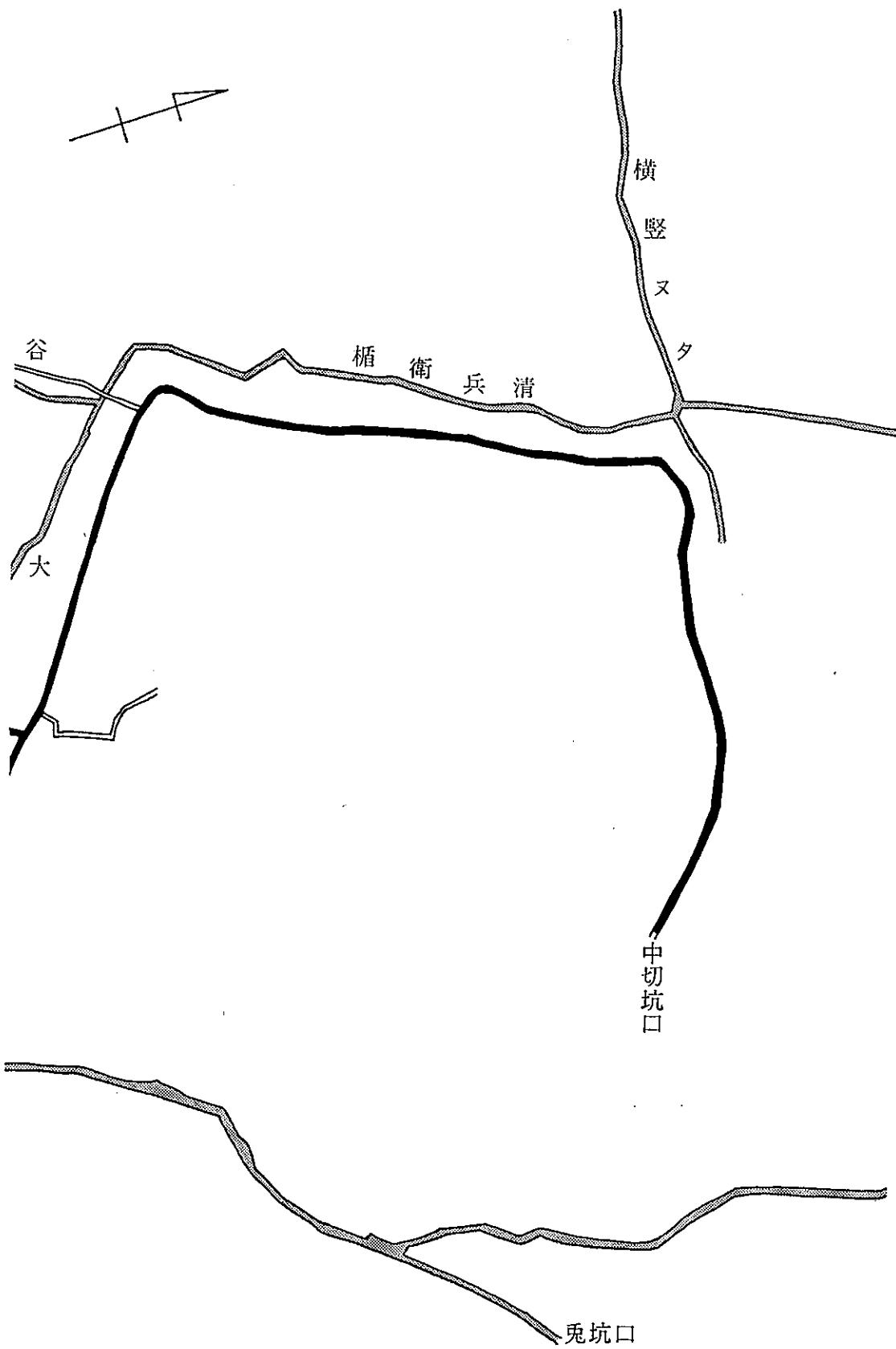
面谷村は五〇一七〇軒前後より成り、金名子・半金名子・水役と最下層の金(鉛)場役の階層があり、これを総称し山師とも呼んでいる。山師は間歩または掘場を持ち、また持ちうる稼行人であるが、また吹工として製鍊に従事するものもあり、その家族も鉱山業に従事するものが多い。以上のことは前節(『住友修史室報』第一六号掲載)にも触れており、また村落構成については後に述べることとする。掘大工や小大工(手子)は有力な金名子以下に抱えられるものがあり、吹工・轄差など、村民以外に他所より抱えられるものが少なくない。

「民行鉱山誌料」に、明治初年の面谷の地質鉱物学上の知識に基づき鉱坑のこと記してある。それによると、重要な鉱脈として、豎間歩・十番鎧(藩政期の記録に豎と書く)・松ノ木鎧・奥鎧・彦七鎧・与介鎧・青門鎧の七脈があり、鉱脈は多くは北北東より南南西への走向で、南→北、北北西→南南東、東北東→西南西のものがあり、これら鉱脈に

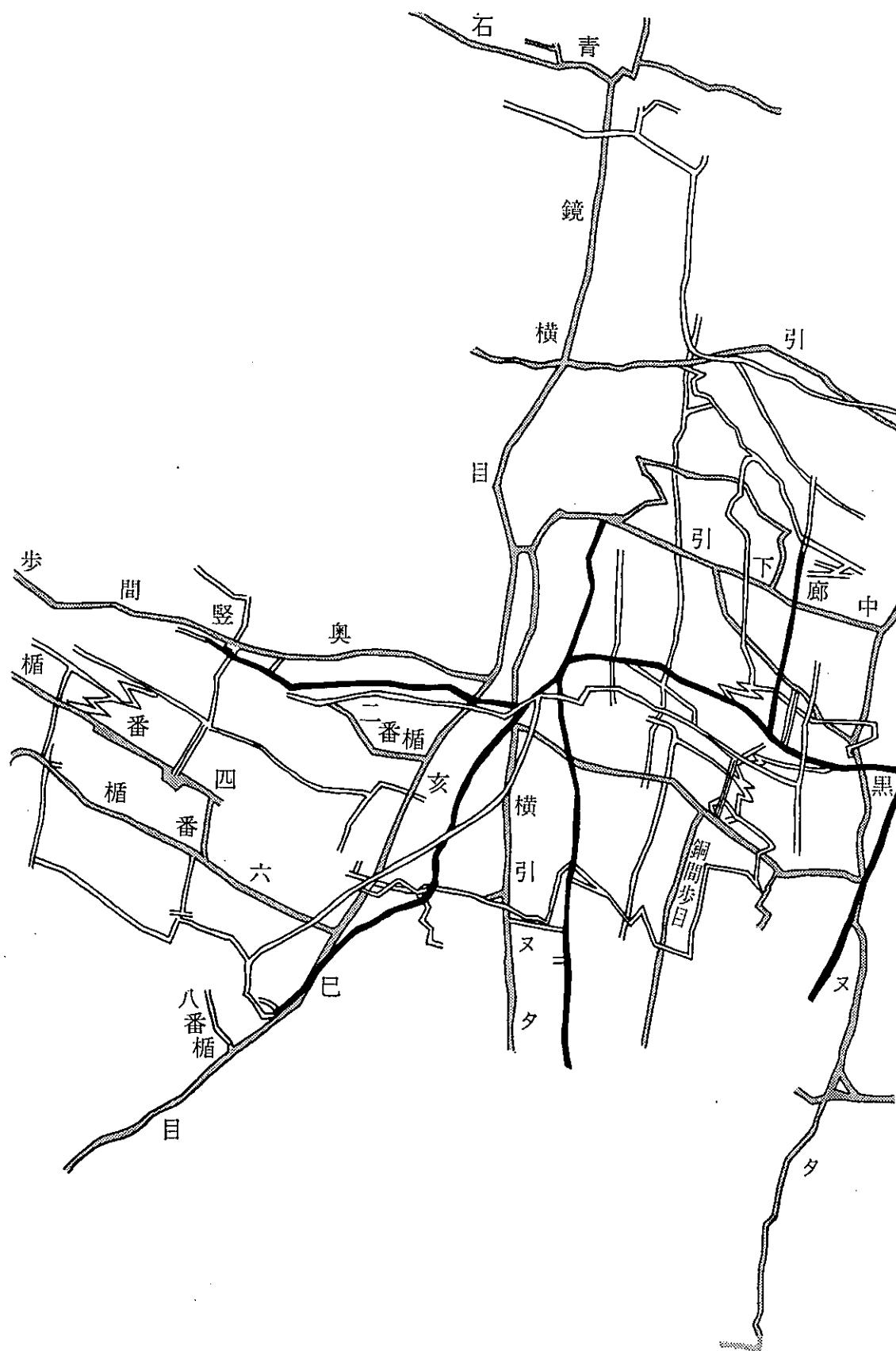
交錯して横脈がある。横脈中に字銅間歩横目とよぶ鉱脈もあるが、他はみな粘土層で、後の明治二十七年の報告に付した実測図に横堅ヌタ・大黒ヌタ・横引ヌタなどと記すものがこれである。<sup>(9)</sup> 上は頂上の坑より下は大鬼坑まで採掘され、坑口は三五を数えるが、大鬼坑・中切坑・大黒坑の三坑が大である。中切坑はもと明和年間に水抜として掘られたが、成功をみずく中止され、大黒鏝は寛政はじめに掘られたとする。鏝は鉱脈でこれは大黒坑をいつている。天保十五(弘化元)年三月藩主土井利忠は銅山内に奉祀される弁才天に神号額をかかげ幣帛を捧げて報恩祈願の敬白文を納めたという。それは面谷の主坑の大鬼間歩が灌水のため廃棄に瀕すること久しく、寛政年間巨費を投じて水抜に成功せず、天保初年なお工事は進まなかつたが、やがて数年で成就して累代の大患を除きえたのは、まことに神靈の加護によるとある。

また「民行鉱山誌料」に、御手山となつて公儀より金三万両を拝借し、中切坑・大鬼坑を再掘し、天保十年七月中切坑は堅間歩鏝(鏝)に切りあて、翌年三月大鬼坑も堅間歩鏝に連絡できて、やがて堅間歩鏝に切りあて多量の良鉱を採掘できたといふ。明治初年にいたるまで主要坑の大鬼坑においてはこの堅間歩鏝のみを採掘してきたとある。

「民行鉱山誌料」に、天保十年七月中切坑が堅間歩鏝に切当てたといふのは、「銅山御用留」に、天保十年七月十四日に中水抜堅間歩へ打当りと記すに該当する。中切堅間歩普請は天保十三年十月當節限り差し留め検断二人を引き上げ、翌十四年二月にまたその普請に大工二人でとりかかるよう奉行より山方役へ達し、清兵衛堅普請所より大工・小大工ともに引き上げさせて中切堅間歩普請に当らせるよう指示した。清兵衛堅は同十四年春より普請させること定であつたが、これを見合せて十丈ヶ山の風廻の普請に大工を二人ずつ従事させるよう奉行より山方役へ達している。十丈ヶ山は十丈ヶ下りともいい、天保十三年十月普請大工二人、これに相應する小大工を抱えて普請し、翌年春より



「面谷鉱山坑内実測平面図」(明治27年)による)



第1図 面谷銅山坑内平面図（米山良輝

荷掘つまり採鉱し、鉛石を下東小屋へ差し出すようにした。四月にいたり十丈ヶ山は模様よしと山方役より報告があり、山奉行が見分して酒・鰐を大工・小大工に振るまつた。清兵衛は面谷銅山開発の獵師と伝え、最初の採掘坑が岩松坑と名付けられたといふ。十丈ヶ下り岩松堅を天保十三年十月普請したと記しており岩松堅は岩松坑であり、この坑も清兵衛堅という鉱脈を採掘したといわれる。以上普請といふのは藩費によるもので御普請といい、天保十三年十一月、中切坑堅間歩普請を一時中止し、検断二人を免じてゐるが、この二人は仁兵衛・平六とともに金名子で普請を指導監督したようである。

「銅山記録」によると、天保十三年九月に十番水抜および太郎左衛門堅の普請すでに長期にわたり、怪我人もなく追々間数も延びたとし神前へお神酒を捧げ、役所詰や検断・大工にも酒を与えたといふ。「銅山御用留」には天保十四年四月に十番(堅)の取明普請の入用積書を山方役より奉行のもとへ提出させた。それによると入用合計銀二貫三六五匁で、内訳は

大工	一二〇人	賃銀	三〇〇匁
すり出	四五〇人	同	一一二五匁
小大工	二〇〇人	同	三〇〇匁
雜用分			六四〇匁

であるが、五月朔日より二〇日間で取明普請が終わり、入用銀は五二五匁五五であった。そして荷掘つまり採鉱を次のように付与するよう奉行より山方役へ指示した。人名の下に本金名子(本)、半金名子(半)、水役(水)、金場役(金)を推定、付記した。<sup>(10)</sup>

十番川下ねと

定吉(半)

源次郎(半)

藤三郎(半)

善四郎(水)

同 山向天井

源吉(水)

次郎右衛門(半)

茂右衛門(水)

巳右衛門(金)

同 中立穴

平四郎(水)

吉四郎

喜七郎(金)

喜右衛門(半)

同 山向ねと

半右衛門(水)

定七(半)

甚吉(水)

太郎左衛門堅

平左衛門(本)

仁兵衛(本)

平十郎(半)

同 ねと

平左衛門(本)

孫次郎(本)

平吉(半)

同年六月十一日より彦七堅の普請にかかり、十四日までにずりを取出して、翌十五日より採鉱にかかった。「民行

鉱山誌料」によると、彦七鋪は文政十年（一八二七）彦七が大黒鋪より上方七〇間のところに鍤を発見し数十間を普請して富鉱に当たったが、これを彦七鋪と称した。彦七堅は彦七鋪のことであろう。こうして六月十五日彦七堅を含めて、明日より掘荷方を次のように繰替えるように山方役に指示した。

彦七堅

源次郎(半)

定吉(半)

善四郎(水)

藤三郎(半)

十番川下

源吉(半)

茂右衛門(水)

喜七郎(金)

平四郎(水)

市郎右衛門

喜右衛門(半)

同所山向

又十郎(半)

平助(半)

吉四郎

庄兵衛(半)

面谷村村民といわれる金名子以下は山師として、前節にも述べたように鋪や掘場を持ちまた持ちうるものであり、採鉱は役所により買上げられた。しかし村民には製錬に従事するものもあり、また右に述べたように御普請所（鋪）を付与されて採鉱に従事するものも少なくなかった。御普請所において稼行するものは、前節でも述べたように、鉛五〇〇貫目で出銅二五貫目つまり三歩付のもので、うち一〇分一を上納することとし、三歩付以上のものは、銅がいか

ほど出来ても残らず上納することを定めている。それに不承知であれば、役所より大工らを召抱えて直接に稼行（採鉱）すると指示した。なお、稼行人の持鋪で、普請の資力が足らぬばあい、吟味のうえ役所より貸与することも行われた。天保十二年八月、大黒平の与八郎持鋪のうち、与八郎（本）・源四郎（半）・清蔵（半）の普請は自力では不足するので米一五俵の拝借を願いでて、来年益暮両度に一人につき米二俵ずつ返上納するといい、奉行より大野へ申達し承認を求めている。これによると、与八郎の持鋪のうちで与八郎のほか半金名子二人が掘場を持ち普請にかかったとみえる。また天保十三年大黒平の半金子庄兵衛の持鋪の普請に米五俵を貸与している。

ところで御普請所のうち最も主要で面谷の主要坑となつたのは兎（大鬼）鋪である。「民行鉱山誌料」に、天保十一年三月大鬼鋪は坑夫本次郎の言を容れ開ざくの針路を転じ堅間歩鉱鎌に連絡す、鉱鎌に切り当てその脈は雄大、質も良好で盛鉱をえたという。「銅山記録」に、天保十三年四月、奉行より山方役所への指示に、兎御普請鋪のうちどの切羽（採鉱場）も荷掘を差留め、金格子封印は致さぬようにして、取りかかっている普請はもとより思ひいり（有望と思う）場所あれば調査し伺のうえ普請に取りかかるべしとある。また廊下（坑口より採鉱場にいたる坑道）として普請している場所でも、もし荷掘ができれば直ちに普請方のものを引きあげ掘大工を申しつけるという。同年十月二日に「本堅砒追普請前代未聞之大直りニ相成」について、時節柄節約のときであるが役所詰一同・検断・大工ら一同に酒を振舞つたと記される。砒追は鎌追で鉱脈に沿い普請して富鉱に切りあてたのである。同月奉行より「山師共へ申渡」として、本堅大直りにつき鉛石を役所にて掘らせ、五〇〇貫目（一仕舞分）ずつを与えて役所より指定した功者の吹大工を雇つて吹き荒銅を納めさせるとある。右の鉛石は人数に割りあて困窮者より順次与えるが、鉛の出方が少ないとときはそれは不可能で、また極上の鉛につき二五〇貫目三分付として与え、一仕舞不足分は下されず、上納荒銅はその割合

第1表 兎舗の稼人一覧(天保15年5月召抱)

役割	名前					
掘大工	鎌頭重蔵	徳次郎	藤 蔵	惣次郎	忠三郎	藤 助
掘 荷	弥三郎	甚 平	理三郎	源 九		
小大工	次兵衛	鶴 吉	松次郎		鶴之助	
吹屋方	八 藏	寅 松	辰次郎		六松助	
	乙 松	松 松	小太郎		六 德	
	恒 七	久次郎	喜之助			
	酉之助	市之助				
飯 焚	長 蔵	六 松				
已之助						
小計	33人					
荷吹大工	七右衛門(半)	源 吉(水)	藤右衛門(半)			
吹子元	もん	とめ	す へ			
荷 据	平右衛門					
小大工	勝三郎(金)	弥兵衛(水)	助次郎(水)			
小計	10人					

註 (半)半金名子 (水)水役 (金)金場役

で行うように命じている。なお、他の鉛を少しでも混じ吹くことを禁じ、心得ちがいのものは鉛を取りあげ、御普請鋪稼方（これは兎舗以外の御普請所）も差しとめるとしている。これによると大直りとなつた本堅の採鉱は役所雇用の大工らの手でなされ、その鉛を割りあて与えられたのは、山師共、つまり面谷村民である稼行人である。稼行人は吹床の当事者となり、役所指定の吹大工らを雇い製鍊したのである。この本堅とは、大鬼坑を掘進し切りあてた堅間歩鎌であろうと思われる。

兎舗の興隆にともない、「銅山御用留」によれば、山方役の詰める兎役所が設けられてその近辺を囲みそのうち吹屋・炭小屋・鉛石置場・鍛冶場・賄物置場を造営し、天保十五年（弘化元）五月朔日にはすでに竣工した。

同日、吹屋で初吹があり、頭取小泉佐左衛門・同松浦左次馬（ともに五月九日に頭取を免ぜられた）、奉行横田権進・支配人が見分し、吹大工・轍差へ祝酒を与えた。そして同日より第1表のとおり抱えている。

右の掘大工鎌頭重蔵以下飯焚巳之助まで三三人と、荷吹大工七右衛門以下小大工助次郎まで一〇人とは、召抱といつても待遇が異なる。三三人については「抱切之者

故昼賄被下、支度所ニ住居之者也」とあり、一〇人は山師家主とその家族のもので賄は下されず、吹賃・吹米を与えて通勤するものであるという。七右衛門以下男は半金名子・水役・金場役の山師家主であり村民である。荷掘平右衛門の所属は不明であるが、天保十四年二月旧家の山師としてあげた中に、安永二年（一七七三）にみえる一八人の一人に平右衛門の名がある。この召抱によれば、兎舗の採鉱は役所が直営し、山師家のものも一部に加えている。抱切のものは村民以外であり、山師家のものは村民であつて通勤であるに対し、支度所とよぶ飯場に起居する。三三人中の掘荷は荷掘の誤であろう。小大工は手子で掘大工と同数が使用されるのがふつうであるが、荷掘は小大工を伴わぬ坑夫であろうか。

抱切三三人へは毎月十五日に酒・鮭を与えられ、やがて支配人の申立により朔日にも十五日同様酒・鮭を与えることを申請し、頭取はこれを認めたという。また直りの場所があり手石（見本の鉢）を提出すれば見分のうえ一尺五寸巾以上の切羽であれば、酒・鮭を与えるとし、三三人のほか平右衛門・勝三郎らにも直りを掘りだせば同様酒を下さるといつている。

六月はじめか、兎舗廊下の地位より豊間歩下の方へ一丈<sup>た</sup>け半ほど下って、そこに銀とじが存することを山方役より報告があり、奉行が見分して二日ほど掘るに、銀とじの目方が五、六〇匁ほどあつたので、大野の頭取衆へ注進し、六月八日より右の場所の荷掘を止め、掘ったところを埋め厳重に管理するよう山方役に指示した。銀とじの取締はとくに厳しく、天保十三年四月にも、「山師共へ申渡」として、銀とじに似た鉛が少し交つて出た旨を聞いたが、右の鉛をいさぎかでも取散らすことあれば、「御手前切之儀ニ無之、被対公辺に一向相済不申」、よつて心得ちがいものがあれば死罪に処し、同舗組合のもの（同舗を稼行採鉱する山師）もきびしく咎をうけることを述べている。このころ灰吹

銀の収集は幕府の方針としても重要視されてきたようで、これと関連して灰吹銀の銀座売上と、藩の拝借銀の関係などについては後述する。六月二十日にいたり鬼舗関係の抱の稼人を一七人に減じたという。掘大工五人が残り、うち弥兵衛に村人と註記するのは当然であるが、小大工六人、吹大工五人、飯焚一人が残ったとして、人名に前記のものと若干違いがあり（いづれか誤写かと思われる）、また林松・六之助らに村人と註記するのも疑問がある。このとき暇を与えた掘大工徳次郎は箱ヶ瀬村のもので年来実体に勤め、先日（五月朔日）あらためて抱えられたので、暇を出すにつき山方役より酒料銀三匁を下さるよう申し立て奉行はこれを承認した。

鬼舗（大鬼坑）は面谷の主要坑として明治にいたつたが、採鉱をも合わせて藩が直當しており、面谷が村有に帰して、他坑が村民各自の持鋪・持掘場であったのに対しても村共有とされた。

## 五

御手山時代の出来銅（産銅）高についてみよう。「銅山記録」に御手山以後出来銅として、天保三年より同十三年までの各年の銅高・鉛高と天保十一・十二年分の歩付を記している。これに銅高の斤高を書き加え、各年の歩付を計算して第2表に表示しよう。天保三年分は「御手山初八月より十二月迄」の出来銅とある。註記のある歩付の数字は（ ）を付した。この出来銅は申すまでもなく、面谷における荒銅であり、大野の東吹所へ送られ、灰吹銀を絞り、絞銅、大坂で称する鍍銅として銅座へ売られたのである。このことについては以下の記述にも触れる。

「銅山御用留」により右の出来銅等について対応し或いは補足する記載をみよう。

天保八年十月下旬までに、同年の出来銅が二万貫目あり餅つき祝う旨を奉行より触れており、十一月十五日には計

第2表 面谷銅山の産銅高(天保3年—13年)

	出来銅高 貫 匁	出来銅高 斤	此鉛高 貫 匁	歩付
天保3	4,751,150	28,506.9		
4	18,786,063	112,686.378		
5	18,940,800	113,644.8	360,660,480	3.151
6	17,510,800	105,064.8	334,631,050	3.14
7	18,923,400	113,540.4	369,939,500	3.069
8	20,403,000	122,418	396,026,000	3.091
9	18,866,400	113,198.4	375,581,000	3.014
10	15,988,500	95,931	304,281,360	3.153
11	28,320,200	169,921.2	550,285,300	3.088 (3.08787)
12	22,129,300	132,895.8	432,201,500	3.075 (3.07209)
13	17,167,900	103,007.4	303,714,000	3.392

天保十二年  
平均歩  
鉛合計 四三万二二〇一貫五〇〇匁  
此鉛 二万二二九貫三〇〇匁  
三歩〇七毛二〇九

二万〇〇八九貫二〇〇匁に達し、奉行より大野へ談合し、酒三樽・鰯一〇〇枚、餅は二合取の鏡を一人につづつ十七日に与え、役所一統も鏡一つづつと酒をも振舞つたとある。第2表の二万〇四〇三貫目との差は十二月十六日以後年内の出来銅とみることができる。天保十一年十月十七日には、当年の出来銅の貫目も進み、灰吹銀の高も一〇〇貫目に達し、役所一統へ餅・酒を与え、山師ども一統へ餅・酒八樽・鰯料一〇〇疋を振舞い、弁天宮へ鏡一重、末社へ鏡一重を供え、その他へも鏡を下して祝つた。天保十一年分の出来銅は約一七万斤となつてこれまでの最高であった。翌十二年にも出来銅が多く、天保十三年正月十七日「其方共去丑年出来銅貫数相進出精之程大儀ニ観候」とて酒料を与えたが、「前年銅貫数相進候者ヘ」といちおう限定しているので、鉛を多く切り出した山師等を主としたものであろう。出来銅・鉛貫数、歩付について支配人より巨細書を奉行の許へ提出している。

一ヵ年 引鉛分	二万〇六三六貫目
惣計鉛	四五万二八三七貫五〇〇匁
惣平均歩	二歩九厘三毛二〇八

これによると、前掲の表の数字と全く一致する。引鉛とは前節でも述べたように採鉱を賣上げるとき、省かれた分つまり選鉱されて賣上の対象とならなかつた鉛であろう。

さて前節で、天保十四年四月改の一ヵ年荒銅一万六五〇〇貫目出来の見積をもつてする入用の大体を記した記録を掲げた。鉛は平均三歩付と見積り、三歩付鉛五〇〇貫目代銀一五八匁二分五厘、真吹までの吹賃銀二五匁五分、吹立にかかる入用米二斗九升(代銀二三匁一分)、吹炭は一仕廻三七〇貫目とし、炭に関する諸入用は炭代のうちに見積っている。荒銅一万六五〇〇貫目の鉛三三万貫目、この代銀一〇四貫四四五匁、一仕廻鉛五〇〇貫目として六六〇仕廻、この吹賃銀一六貫八三〇匁、鉛吹米四一六俵四升代銀一三貫三九八匁、吹屋掛諸入用銀六貫六〇〇匁、吹炭二四万四二〇〇貫目代銀六五貫九三四匁(このうち前述のように炭関係諸入用を見積る)、山(鋪)普請見込入用銀一二貫目、手代共一統取扱金・酒料その他入用銀九貫目、役所賄入用、役所普請・昼飯旅籠・下ヶ銅(東吹所送り)入用等見込銀一貫七九三匁と計上し、合計銀二四〇貫目(此金四〇〇〇両)が面谷にての元入としている。これに対し、天保十二、十三年の実際の勘定が惣勘として「銅山御用留」に収めている。(第3・4表)

(1)鉛高は「銅山記録」と一致する。鉛の歩付は平均三歩〇七二〇九と記され、鉛五〇〇貫目三歩付で代銀一五八匁二五、天保十二年分は一六一匁四一二八の計算となる。(2)山普請入用は大黒鋪大黒平の狩又、中切抜大切鋪のうち御普請大工・小大工諸入用分である。(3)釜役は炭焼の材木代銀で村へ釜役一枚いくらと炭役所より支払うが、後に述べ

第3表 面谷銅山の勘定(天保12年度)

両 分	匁	(永)文	
7,632 2		175	本金
内訳			
1,151 2	8.1		子(天保11)勘定残
4,579 1	12.9		月々御集金
1,901 3	4.5		丑年登せ物(面谷送り諸品)差紙の上
 内払			
(1)	139,525.67		鉛432,201貫5 村方惣鉛代 1カ年分
	22,118.71		鉛吹賃 村方 1カ年分
	20,158.02		鉛吹米代 村方 1カ年分
	7,763.52		役所普請諸入用分
	6,653.84		吹所諸入用分
	12,115.38		手代一統取扱金・酒料・その他
	11,377.28		役所小買物・賄入用
	67.1		昼飯旅籠渡
(2)	57,143.61		山普請入用
	85,951.81		炭372,513貫目代
(3)	9,732.22		釜役・炭焼山上り下り(炭の運送)賄料雜用とも
(4)	9,103.08		炭焼年々残賃・前貸品、その他
 *415,539.03			小計
此金			
6,925 2		(永)151.5	永151文5=銀9匁09(金1両=銀60匁=永1貫文)
 差引			
707		(永)23.5	残金 永23文5=銀1匁41 寅年越元金になる
内訳			
705	12.23		諸品残物代金 此銀42,312匁23
1 3	4.18		正残金

註 (1)(2)(3)(4)は本文参照。

\* 集計数値と33貫828匁79の差があり、記載もれがあるらしい。

第4表 面谷銅山の勘定(天保13年度)

4,081	2	10.45	
内訳			
(5)	108,649.01		鉛300,714貫代 此銅17,167,900匁
	16,693.79		鉛吹貲
	12,024.64		鉛吹米代(684俵1斗7升)
	6,831.22		吹所掛り諸入用
	34,262.64		炭148,968貫目代
	4,050.29		釜役(49枚)・諸雜用
	16,798.26		大坂より十番堅穴へ普請
	2,082.15		横間歩鋪より中切鋪まで抜合普請
	20,623.35		中切鋪のうち太郎右衛門堅, 堅間歩十丈下ヶ, 本堅 (左)諸普請
	138		大黒平庄兵衛持鋪のうち切普請貸米5俵代
	2,844.62		役所普請入用
	149.42		昼飯旅籠渡
	9,946.83		手代一統取扱金・酒料・その他
	9,806.03		役所賄, その他雜用, 下ヶ銅入用
2,012	3	11.77	寅三月より十二月集金221両3分・銀11匁77のうち200 両次年へ廻わす
2,081	1	1.3	寅年登せ物差紙8通の上
707	1	1.41	丑(天保12)勘定残
4,801		14.48	合計
719	2	4.03	差引残金(ア) 卯年へ越 元金になる
8	3	5.52	寅12月払正残金
733		2.43	残物帳にある正代品物代
741	3	7.95	小計(イ)
22	1	3.92	差引元不足 寅年利潤品物と除置分(ア)ー(イ)

註 (5)は本文参照。

る。(4)このほか本番方にて従来鉛代は前貸が行われたが、払切に改めて、未払分(不足)を支払った銀を含めている。

(5)天保十三年分出来銅高も「銅山記録」に一致し、鉛高三〇万〇七一四貫目は「銅山記録」の三〇万三七一四貫目が正しいと思われる。この鉛五〇〇貫目は代銀一七八匁九と計算され、歩付は三歩三三九二と計算されて三歩付よりかなり良い。

この年の出来銅につき毎月の出来銅高の記録があるが、十月以降三カ月について、十月分出来銅一八五三貫三〇〇目の中で三一一貫九〇〇目、十一月分同一九一五貫一〇〇目の中で四二八貫九〇〇目、十二月分一六六七貫五〇〇目の内で三二三貫一〇〇目は、本堅中よりの出鉛を与えた分の出来銅としている。前述したように、天保十三年十月はじめ本堅が大直りをみせて、役所より鉛を掘らせて、困窮せる山師から順次に鉛を割りあてて吹かせたとあるのが、これである。

さて銅座へ廻着した地壳銅として、天保十二年以来の諸国高を記した記録に、越前大野銅として

天保十二年	一一五、二六一斤三
同 十三年	一三四、二八六斤八
同 十四年	九二、五八七斤一

とみえる。<sup>(1)</sup>大野銅は諸国銅にあって、羽州大切沢銅に次ぐ量を示している。当時は秋田銅・盛岡銅・別子立川銅が長崎輸出向御用銅で他はすべて地壳銅である。この大野銅は絞銅、大坂でいう鍍銅とみなければならぬ。

さて前に述べたような各年の面谷の出来銅は、大野の東吹所に送られて南蛮吹により灰吹銀を絞り、絞銅が大坂銅座へ廻送されたが、各年の出来銅がそのまま当年中に東吹所へ届けられたわけがない。天保十三年分をみると、当年

出来銅は一万七一六七貫九〇〇目で、前年出来銅中で四四〇四貫六〇〇目が面谷に残っており、合計二万一五七二貫五〇〇目のうち、一万七二二六貫七〇〇目が「寅年出町」つまり大野へ送られている。ほかに六七貫一〇〇目を「取扱」とし、残四二七八貫七〇〇目が卯年つまり翌天保十四年に持越されている。東吹所における南蛮吹によつて、絞銅は荒銅の目方よりいくらか減る。のちの元治元年（一八六四）の例では、荒銅一二貫目に対し六〇〇目つまり五%吹切としている。また大坂銅座廻着銅高が当年の東吹所絞銅高ではなく、前年の繰越銅が含まれるであろうことはいうまでもない。

嘉永二年（一八四九）七月銅座では、弘化三年より嘉永元年にいたる三カ年の諸国銅山の平均出高を目当高と定め、それより出銅増売上分は当年より三カ年は一〇〇斤につき銀三〇目ずつ別段直増をして買上げ、また出増ある銅山に對して平均一カ年目当高につき銀五匁ずつ直増することとした。大野銅の平均目当高は一三万三六六四斤五である。  
地壳銅向の一三カ所の銅山中第一位で売上取次人（問屋）は後述のように高池屋栄次郎・布屋理兵衛である。<sup>(12)</sup>しかし嘉永二年以後文久年間にかけて、大野銅の大坂廻着高も、面谷においての年々荒銅出来高も、それを記した史料を持たず明らかでない。安政四年（一八五七）十一月老中脇坂中務大輔安宅が大坂巡見のとき住友の吹所を見分するといふので、諸国出銅につき質問あつたとき答申のための用意として書付けた覚に、辰年（安政三）廻着分越前大野銅一五万斤ほどとし、二一カ所の諸国銅（地壳銅）にあつて若狭三幸銅三〇万斤ほどとあるのに次ぐ高である。<sup>(13)</sup>

明治二年六月版籍奉還のことがあり、布告によつて同年十二月に大野藩公用人戸塚伴右衛門の名にて弁官役所あてに藩政改革につき調べて窺うた案の第二条は「諸産物及諸税数取調可申出事」とあり、鉱山についての記述がある。また同時に提出した「大野鉱山出来高調帳」「公廨入費調帳」に鉱山関係の同じ記載がある。元治元年より明治元年

第5表 面谷銅山荒銅・中天井鉛山荒鉛、銀出来高(元治元年—明治元年)

	荒銅	荒銅斤高	荒鉛	出銀
元治元	貫匁 10,365,900	斤 64,774.375	貫匁 5,690,100	貫匁 84,301.8
慶應元	13,817.600	86,360	4,847,200	96,526.3
同 2	14,329.800	89,561.25	4,317,100	89,796.2
同 3	17,056,700	106,604.375	7,543,800	97,456.4
明治元	27,909,900	174,436.875	7,643,200	143,548.7

にいたる荒銅・荒鉛・その内よりの出銀の各年の高は第5表のとおりである(荒銅の斤高を付記)。「但、銀絞候付、銅鉛共減目相立候」と付記しているが、南蛮吹以前の荒銅であることは、後述の滝波昇の「勘定帳」によつても明らかである。鉱山の出入経費について、

金四万七四八一両三分・銀二匁六五

鉱山一ヶ年出来銀・銅・白目・鉛代金

金二万九五〇七両三分・銀一匁九八

品出来ニ付諸入用之分

残金一万七九七九四両・銀六分七厘

とあるのは、明治元年分の計算と思われる。この出来の銀・銅・鉛について「尤少し宛之持方仕候場所も御座候へ共、樋掘中之儀ニ付別段不申上候」と註記して、銅山は面谷、鉛山は中天井よりの産としている。樋掘は問掘で試掘程度という意であろう。<sup>(14)</sup> 中嶋村の字荒倉山、下秋生村の字金山谷に産鉛があり、黒当戸村の字黒谷、上秋生村の字中天井の産鉛には銅・白目も含み、山元で荒吹した鉛を東吹所へ運び、鉛流によつて鉛・銅・白目を分けることあることは前節に述べた。西ノ谷のこれら金山を天保九年四月より御手山としたといふが、幕末の主鉛山は中天井であつたようである。

さて、慶應三年・明治元年の荒銅・鉛・灰吹銀の出来高に関して、滝波昇より藩御勘定所へ提出した慶應四年四月、明治二年七月の金銀銅鉛御勘定帳がある(第6-1-3、7-1表)。滝波昇は安政七(万延元)年正月面谷奉行銅山御用掛となり、慶應二年正月に銅山頭取仮役を勤めることになった。

さて、この勘定帳には若干写字の誤或いは誤植があるようと思われるが、先ず慶応四年の勘定帳の1についてみよう。荒銅小計一万七〇五六貫七〇〇匁、鉛七五四三貫八〇〇匁、灰吹銀九七貫四五六匁四は前述の戸塚伴右衛門の藩政改革の窺案に記された数字である。銅鉛一万八五四三(六とあるのはおそらく誤)貫四〇〇匁は合吹の荒銅・鉛の合計高である。東吹所では鉛三割を加えるのを基準としたが、約一万四二六四貫目の荒銅と約四二八〇貫目の鉛の合吹となろう。銅鉛二万四六〇〇貫五〇〇匁より、この合吹銅鉛高を引いたのが残荒銅六〇五七貫一〇〇匁となる。この荒銅はおそらく銅鉛が正しいかと思われる。灰吹銀・絞銅・白目・鉛の各目方は南蛮吹の結果の金属とその数量で、二六八七貫八七一匁六は南蛮吹のための銅鉛の減目、および燃鉛を合計したものである。<sup>(15)</sup>田村鉱次郎は慶応元年七月より、鶴見代次郎は慶応三年九月より面谷奉行銅山御用掛を勤めた。また齊藤は安政四年十月以来銅山調役頭取、伊藤修蔵は慶応三年十月より、筒井は元治元年六月より、伊藤達次郎は安政六年より、銅山調役を勤めている。明治二年分の残荒銅一万一四七五貫匁もあるのも、絞銅二万二四二八貫七〇〇目と合計して、同年分荒銅合計三万一一三一貫目を約二七七三貫目を超過しており、残荒銅は銅のみでなく銅鉛高であることは明らかである。

明治二年分の金銀銅鉛勘定帳の2の最後のところに、次の勘定記載がある。

吹銅八一七一貫八三〇匁      巳年出来

内

吹銅一七四一貫三二〇匁      払

吹銅      八七〇匁 用度方

第6-1表 大野藩金銀銅鉛勘定帳 1(慶応3年分)

荒 銅	2,569,800	貫 匁 慶応2年勘定残
"	6,265,600	滝波昇より受取
"	5,387,300	田村鉱次郎より受取
"	2,834,000	鶴見代次郎より受取
小 計	17,056,700	
鉛	7,543,800	齊藤兵治, 伊藤修蔵, 筒井潜藏, 伊藤達次郎より受取
合 計	24,600,500	銅鉛(ア)
灰吹銀	97,456.4	
絞 銅	12,541,650	
白 目	32,300	
鉛	3,184,122	
	2,687,871.6	絞上減目燃鉛共
小 計	18,543,400	(イ)
荒 銅	6,057,100	残 (ア)ー(イ)

第6-2表 大野藩金銀銅鉛勘定帳 2(慶応3年分)

## 灰吹銀

貫 匁	15,398.9	寅(慶応2)勘定残
	97,456.4	卯年出来
	3,679.6	大屋喜左衛門より買入
合 計	116,534.9	
内 払	92,364.5	銀座仕切書6枚
	101.6	過目差引シ減目(銀座壳上=)
	1,624.5	木下潤助渡(御断別払)
残	22,444.3	

## 絞 銅

貫 匁	18,101,500	寅勘定残
	12,541,650	卯年出来
合 計	30,643,150	
内 払	4,800,000	銅座仕切書6枚
	262,500	福井会所

	2,006,000	高岡屋源右衛門渡
	13,300	右同人渡 鑄形用
	2,400.000	道具屋卯兵衛渡
小計	10,074.800	
残	20,568.350	

鉛

	貫 匁 7,733,232	寅勘定残
	3,184,122	卯年出来
合計	10,917,354	
内払	16,403	御家中払
	300,128	演武場渡
	3,280,000	福井勘定所行
	200,000	道具屋卯兵衛
	165,500	所々払
小計	3,955,323	
残	6,955,323	

白目

	貫 匁 288,000	寅勘定残
	32,300	卯年出来
合計	320,300	
内払	2,000	紺屋又兵衛渡
残	318,300	

表 6-3 表 大野藩金銀銅鉛勘定帳 3 (慶応 3 年分)

両	分	朱	匁	寅勘定残
10,268	2		2.39	
9,144			5.13	銀座仕切書
173			8.93	灰吹銀代
3,745			9.25	銅座仕切書
5,074	2		1.41	白目代
876	1		5.12	白目直段違之分
1,597	1		0.77	鉛代
9,089			8.64	面谷諸品代
81			10.99	面谷年賦上り

	14	4.02	炭代
	141 1 2	1.46	利足
	26,764 3	0.68	御用金帳
合 計	66,971 1	1.29	
内	30,533	12.614	諸払
	2,611	12.39	吹所
	14,232 3	4.76	面谷
	9,294 3	3.32	為登方
小 計	56,672	13.08	
残	10,299	3.21	
内	8,012	12.22	仮帳上
	2,286 3	5.99	正残金

第7-1表 大野藩金銀銅鉛勘定帳 1(明治2年分)

荒 銅	6,415,900	貰 匁	辰年(明治元)勘定残
〃	6,642,900		田村鉢次郎より受取
〃	13,713,300		齊藤兵治より受取
〃	4,358,900		筒井潜藏より受取
小 計	31,131,000		
鉛	45,400		笛又村平右衛門、若子村善太郎より受取
〃	7,683,700		附属(銅山方諸役の意か)より受取
小 計	7,729,100		
合 計	38,860,100		銅鉛(ア)

絞 訳

灰吹銀	152,729.9	貰 匁	
絞 銅	22,428,700		
白 目	11,700		
鉛	2,154,400		
	2,637,570.1		灰吹迄絞り上ヶ減目・燃鉛とも
小 計	27,385,100		(イ)
荒 銅	11,475,000		残(ア)ー(イ)

第7-2表 大野藩金銀銅鉛勘定帳 2(明治2年分)

## 灰吹銀

	貰 80,505.4	辰(明治元)勘定残
	152,727.9	已年出来
合計	233,233.3	
内払	29,823.4	大野屋七兵衛仕切書3枚
	27,009.9	所々別払
小計	56,833.3	
残	176,400	

## 絞銅

	貰 23,252,300	辰勘定残
	22,428,700	已年出来
合計	45,681,000	
内払	8,161,775	大野屋仕切書7枚
	134,225	掛改ノ節減目
	1,025,800	大屋喜左衛門・高岡屋源右衛門渡
	8,171,830	湯流し元渡
	191,470	湯流し元渡ノ吹方減目
小計	17,685,100	
残	27,995,900	

## 鉛

	貰 1,998,769	辰勘定残
	2,154,400	已年出来
	10,000	大野屋七兵衛より買入
合計	4,163,169	
内払	503,179	武場并御家中払
残	3,659,990	

## 白目

	貰 336,400	辰勘定残
	11,700	已年出来
合計	348,100	

第 7-3 表 大野藩金銀銅鉛勘定帳 3 (明治 2 年分)

両	分	朱	匁	
14,977			6.53	辰勘定残
4,275	3	2	1.97	大野屋七兵衛銀代仕切書 3 枚
9,321	3	2	6.44	大野屋七兵衛銅代仕切書 7 枚
4,468	2		0.06	所々灰吹銀代払
2,901	1		5.5	所々吹銅払代
1,577			1.3	所々絞銅払代
345	3		11.19	武場并御家中鉛払代
14,749	1	2	3.38	面谷諸品代
52	3		10.45	面谷年賦
72,727	1		5	御用金帳
合計	125,397	1	14.32	
内	6,511	3	1.67	諸払 (61,511両 3 分 銀 1 匋 67 の誤り)
	4,778	3	9.66	吹所
	25,589	1	4.65	
	17,682	3	11.26	為登方
小計	109,562	3	12.24	
残	15,834	2	2.08	
内	11,773	1	0.69	仮帳ノ上
	4,061	1	1.39	

これは払のうち	残吹銅六四三〇貫五一〇匁	同	四九三貫四五〇匁	同	八四二貫二〇〇匁	同	三〇四貫八〇〇匁	据屋七郎兵衛	中屋治郎兵衛
---------	--------------	---	----------	---	----------	---	----------	--------	--------

中屋治郎兵衛 岩井屋儀兵衛

四九三貫四五〇匁 同 八四二貫二〇〇匁 同 三〇四貫八〇〇匁 同 残銅六四三〇貫五一〇匁

これは払のうち

絞銅八一七一貫八三〇匁 湯流し元渡

同 一九一貫四七〇匁 右同断吹方減目

に對応する。すなわち絞銅を吹銅に製鍊し、吹銅八一七一貫八三〇匁とするため、同量の絞銅のほか一九一貫四七〇匁が減目として計上されたのである。勘定3の納入分のうち所々絞銅代とならび別に所々吹銅代が計上されている。

湯流し元とは吹銅に製鍊する床であろう。大野の絞銅（大坂の鍛銅）は大坂では間吹物として南蛮吹を行わずに間（裏）吹して地壳銅とした。これによると、明治に入るころは東吹所においてかと思われるが吹銅製鍊が行われたらしい。

さて、慶応四（明治元）年の勘定帳によると、灰吹銀は銀座へ売つており、御手山時代明治以前はすべて銀座へ納入された。これについては後にも触れる。絞銅が銅問屋を通して銅座へ売られることは当時の例であるが、高岡屋源右衛門らに渡つている。高岡屋も道具屋卯兵衛もかなり有力な大野町人である。幕末にはなお出来銅はすべて銅座（或いは一部江戸の古銅吹所）売が原則であるにもかかわらず、他に流出するものがあつたようである。大野でも出来銅が銅器などに使用された形跡がある。高岡屋には鋳形用として絞銅一二貫三〇〇匁を渡している。明治二年の勘定帳では灰吹銀の銀座仕切がみえぬのは当然で、絞銅とともに大野屋仕切が多くなっている。大野屋七兵衛は安政二年大坂に藩が設けた産物の売捌用場の家名である。慶応四年二月銅座が廃せられて銅会所となり次いで鉱山局・鉱山司と改称し、ここで金銀銅を買上げることとした。大野屋を通し灰吹銀・絞銅の取引がなされたであろう。

なお絞銅の廻送販売については後に述べる。両勘定帳の3は銅山方の諸役人の入用、面谷村民へ配給の諸品のみならず米など食料の収支、面谷（中天井などを含め）の諸施設経費等を含めた勘定のようである。

前掲の元治元—慶応四年の各年の出来高として記された基準によつて示すと、明治二年の出来高は、荒銅三万一一三一貫目（一九万四五六八斤七五）、鉛七七二九貫一〇〇匁、灰吹銀一五二貫七二九匁九となる。また明治三年の出来銅見積高は「民行鉱山誌料」によると二万三〇〇〇貫目（一四万三七五〇斤）とある。明治六年一月より五月までの出銅高は三四九八貫八〇〇匁（二万一八六七斤五）、出銀高一一貫五四七匁五四と報告されている。<sup>(16)</sup>

## 六

住友家の記録によれば天保五年六月十日に銅山御用掛頭取（大野山奉行と記す）小泉佐左衛門が上坂して、以前に大野

銅売上の問屋であつた泉屋半蔵を訪ねて、御手山となつて大野銅は江戸に廻して売上げたが、このたび大坂銅座売上  
げとなるので以前のとおり問屋を依頼し、山方に出来荒銅五万斤ほどあり、それを目當に金二〇〇〇両の出金を請う  
た。江戸廻しは古銅吹所へ売つたのである。翌々日半蔵は銅引当の借用を断り、十九日小泉は帰国し、半蔵は錢別  
を持参した。<sup>(17)</sup>しかし大野藩と住友との貸借関係は継続して明治に及ぶのである。ところが高池(屋)栄次郎と大野藩小  
泉佐左衛門ら三人との大野銅問屋の取替規定書は、高池のものが天保五年午五月晦日付、小泉らのものが六月となっ  
ている。おそらく都合があつて五月晦日の日付としたのである。高池の規定書は次のようである。<sup>(18)</sup>

#### 御取替御規定之事

一 此度大野銅問屋、於銅座御役所ニ私ヘ被為仰付難有奉存候、然ル上ハ大野御銅廻着直様銅座御役所御届相済候へ  
ハ、銅壹万斤ニ付金三百両為替取組、御差図次第相下し可申候、尤銅座御銅代御下ヶ銀有之候迄、利足ハ月八朱  
之割を以日数ニ応し御勘定可仕候、尚當時之御直段銀百七拾四匁三分、御手当四拾匁共銀貳百十四匁三分之嵩を  
以、則金三百両調達仕候、時々御銅代直段増減有之候ヘハ、其節御引合可申候、且又先納銀之儀ハ御断奉申上候、  
御銅御掛渡候節、私立会御山元御損毛無之様精々出精可仕候、御銅代銀大切ニ可仕候、聊御損難相掛け申間敷候、  
幾久御用相勤申度、為後証依如件

天保五年午五月晦日

大坂今橋通 証人同別宅孫助

尼ヶ崎一丁目 同 高池八左衛門

同 問屋 高池栄次郎

土井能登守様御内

小泉佐左衛門殿

中村源之進殿

平泉織之丞殿

大野銅が大坂に廻着すれば、問屋は吹立を割当てられた吹屋と立会い掛改を行ない、銅座売上の手続をとつたが、代銀の支払いはかなり遅れることもあつた。代銀は銅座仕切書によつて掛改高に対し一〇〇斤につき一〇〇目を入目として控除した高に所定の直をもつて問屋に支払われ、問屋には別に代銀一〇〇目につき二匁の口錢が与えられる。

大野銅は絞銅であるが吹屋で真吹され、地壳向の吹銅とする。

大野銅の大坂輸送路は前代以来殆ど同様であつて、大野より福井まで駄送、福井より三国まで川を下し、三国・敦賀間は海運により、敦賀から山中越で海津まで、或いは新道野を経て塩津まで駄送し、それより湖上を大津まで運び、伏見まで駄送し淀川を下している。天保五年八、九月ごろ大野藩產物方として小泉佐左衛門ら三人と福井藩產物方田嶋与左衛門ら三人との間に、銅座行銅荷その他について規定書を取替わした。それによると、銅座行銅荷は大野より福井城下三好町岡田屋金五郎出張所の本町美濃屋加左衛門宅へ届けたが、締り方不行届ということで本町大文字屋平兵衛宅へ着けることとし、着荷は金五郎が改めて所定の庭錢をとり送状を添えて三国湊木屋甚右衛門へ送ることになるが、これら廻送に福井產物方としてきびしく配慮する。すなわち毎年正月一六月、七月一十二月銅荷箇数を大野藩產物方より報告し、福井產物方は平兵衛庭帳と引合わせ、また木屋より大坂銅座へ送り先方受取書（売上問屋受取書のことか）と引合せて送り方を厳重に取計うというのである。さらに他の一項は、白目一カ月三〇〇貫目の積り、一カ

年約三六〇〇貫目を大野藩產物方より福井產物方へ送り、同產物方は受取書を出して白目を金五郎へ渡し、代銀は二十日以後翌月二十日までに到着分は、月初に大野方へ渡すこととし、代銀は大坂銅座買上の直段をもつて仕切り、他人へは一箱も送らず、白目について紛しき荷物あれば吟味の上で取揚げることにする。大野白目は銅座で買上げたが、これは白目に銅を含むものがあつたからである。十一月高池屋栄次郎より、大野白目は高池屋へ廻着ごとに銅座役所へ届け見分をうけて銅分は買上げられ、白目分は自由に売捌くよう仰せ付けられた旨、大野藩へ報告があつた。福井產物方は大野白目の輸送販売にかかわり取次世話人の業務に当たつたようであるが、その後の経過は明らかでない。銅座では白目につき銅分の有無を、常にきびしく取締つたので、文久元年九月にも住友では、生野白目・石州白目とともに、大野白目一〇箇此斤七五〇斤布屋理兵衛、同一〇箇此斤七五〇斤高池屋清之助の銅座の見分に立会い、代政七の名で「銅氣少しも無之全白目ニ相違無御座」と銅座役所あて報告している。<sup>(19)</sup> 布屋理兵衛は高池屋とともに當時大野銅問屋を勤めていた。

宮腰屋は運送方問屋を木屋と交替するとき三国湊より敦賀湊まで運賃諸懸りものとして、銅一六貫目一箱につき運賃九分・御役銀庭錢とも四分一厘合計銀一匁三分一厘、十月よりは運賃銀に多少の増加があるとしている。「民行鉱山誌料」に引用する旧記によつて、慶應三年六月の銅一二貫目の運賃調をみよう。ただし、三国・敦賀間の船賃が落ちているようである(第8表)。

天保五年以来、大野銅は大坂銅座送りとなつたが、灰吹銀は御手山となつてより明治以前は、江戸銀座送りであつた。天保六、七年ごろの道中灰吹銀荷物差札の認め方として「銀座納灰吹銀土井能登守」とある。遠江新居宿の旅籠屋で大野藩御用達飯田太兵衛の宿帳「大野様御控」によると、文久元年以来、御下り、すなわち江戸下りとして灰吹

第8表 面谷より大坂まで運賃(銀)  
(慶応3年6月)

	面谷一大野駄賃
4	大野一福井駄賃
4.6	福井庭賃
0.7	福井一三国川船賃
2.5	三国役銀
0.85	三国庭賃
1.2	敦賀一山中駄賃
10	山中一海津駄賃
5	海津一大津湖上船賃錢 500文
4.59	大津一伏見駄賃
6	伏見一淀川船賃錢 148文
1.41	八軒屋一吹屋駄賃
0.48	大坂水上
0.75	
42.08	合計

銀の駄数と宰領二人より四人ほどの人数を記している。<sup>(20)</sup>

文久元・十二・九

灰吹銀三駄

同二・十・十七

一駄

同二・十二・十一

五駄

同三・十二・九

四駄

元治元・十二・十

四駄

慶應元・十二・八

三駄

同二・九・二十四

一駄

同三・十一・十二

一駄

同三・十二・十  
同二駄

天保四年正月、面谷村方より提出した請書に、灰吹銀は銅一〇貫目につき四〇匁垂の分は頂戴せず、四〇匁以上あればその余分を代銀で下されたいとし、また余分の分に悪銀あれば製鍊し直し江戸送り入用を引き江戸相場にて渡すよう処置されることを述べている。これによると、面谷の出来銅一〇貫目につき出灰吹銀四〇匁をいちおうの基準としているようである。これは一〇〇〇につき四にあたる。「民行鉱山誌料」によると、面谷銅山が村有になり各自が稼行してから、改良着手以前の明治七年一同十四年八カ年平均一カ年の出銅量一万六八六一貫目、出銀量は銅一〇〇〇につき平均三・六一三八となっている。もつとも出灰吹銀には合吹にて加える三割ほどの鉛の中の銀分も含まれる。

さて大坂にて住友ら吹屋で諸国鉛より灰吹銀を採ることが文化末年より試みられた。文化十三年三月住友から銅座

役所への届書によれば、大野鉛試吹の結果四〇斤につき出灰吹銀一八匁、この代銀二九匁二五としている。これは灰

吹銀一貫目につき平均代銀一貫六二五匁替の計算であり、また大野鉛一〇〇斤につき出灰吹銀四五匁の割合となる。

文化十三年中住友から銅座へ売上げた大野鉛五七〇〇斤よりの出灰吹銀は二貫五〇五匁一五である。だいたい大野鉛の出灰吹銀を一〇〇斤につき五〇匁と見積っている。この大野鉛は中嶋村の大雲山などの出鉛らしいが、諸鉛山について含銀量の多少あるはいうまでもない。荒銅では当時一〇〇斤につき出灰吹銀七匁以上あれば南蛮吹が行われたが、鉛のばあい灰吹による消失が大であって含銀量のはるかに多いことが要求される。少なくとも一〇〇斤につき四〇匁内外の出灰吹銀が必要であつたらしい。従つて鉛よりの銀絞りは容易に行われたわけではない。<sup>(21)</sup>

幕末に近く貨幣問題など産銀の増加を求める要請が強化された事情があつたらしい。安政二年高山銀絞吹所を高山に設け、飛驒の諸山産鉛を集めて銀を絞り江戸銀座に納入させたのも、その現れである。文化・文政以来、諸国鉛よりの銀絞りが試みられてきたのも、このような情勢に対応するものであつたらしい。

天保十一年十月、面谷では当年春より鉛の貫数も増し出来銅の貫数も進み、また灰吹銀一〇〇貫目にも達することになつて、諸役所一統へ餅・酒を、山師一統にも餅・酒・鰯料を与えて祝つた。年々の出灰吹銀高は確かに一〇〇貫目を超えることもあつたと思われる。天保十三年四月奉行より面谷山師への申渡に、銀とじに似た鉛石が少し交り出たと聞くが、右の鉛石をいささかも取散らせば、公辺に対しても済まざることで、心得違いのものがあれば死罪、同鋪仲間で採鉱するものも厳しく処罰するとあって、産銀を重視したことが察せられる。「民行鉱山誌料」に天保三年御手山とするにあたり、幕府より金三万両拝借して中切鋪・大兎鋪を普請し、嘉永五年また幕府より金一万両、安政三年村全焼のため金七〇〇〇両を幕府より拝借、万延元年金一万七〇〇〇両、文久元年三月金二万両、同年

十一月金七〇〇〇両、文久二年三月金一万七〇〇〇両、同年十一月金五〇〇〇両、文久三年金一万七〇〇〇両を鉱業費として拝借し、拝借に従い返納する法を設けたとある。この拝借金についてはなお史料によつて検討する必要を認めるが、銀座の記録によると、天保十一年に土井能登守へ御前貸金七〇〇〇両とあり、去辰年の返納分として金七〇〇両とある。<sup>(22)</sup> 辰年は天保三年で同年の拝借金を年賦返納したのであらう。ところでこの前貸の意味は、灰吹銀売上に對する前貸であるに相違ない。嘉永五年に郡上藩領美濃郡上郡の畠佐銅山の出灰吹銀を江戸銀座へ納めるのに対し、六月前貸として金三〇〇〇両を拝借している。<sup>(23)</sup> 安政四年脇坂老中が大坂巡見にあたり住友の吹所を見分し、そのとき質問に備えて、安政三年中荒銅の大坂廻着分についての心得として記した中に、「濃州畠佐銅壱万斤程、但出灰吹銀拾匁六分」とある。これは畠佐銅一〇〇斤についての出灰吹銀である。<sup>(24)</sup> このとき、越前大野銅については一五万斤程とあることは前述した。天保十一年以後の大野藩の拝借金は、少なくとも灰吹銀銀座売上の前貸の意味を含めており、拝借金返納とともに新にまた拝借金を請うて幕末に及んだものと推定される。

大野銅の大坂銅座買上直段をみよう。天保五年五、六月高池屋が大野銅問屋を引受けたとき、大野銅一〇〇斤につき銀一七四匁三で御手当銀四〇匁、合計二一四匁であったといふ。諸国銅に文政九年手当銀三〇匁、天保二年増手当一〇匁、合計四〇匁を付加されたが、天保七年半減して手当二〇匁となり、同十二年三〇匁、弘化三年一〇匁を加えて、再び四〇匁の手当を与えられた。嘉永二年七月、諸国銅の売上取次人(問屋)に対して、右の四〇匁の手当銀のほか、諸山について弘化三—嘉永元年三カ年の買上銅高の平均高を日当高と定め、それより増売分へ嘉永二年より三カ年間、銅一〇〇斤につき銀三〇匁ずつ直増に買上げ、また増売ある山には平均日当高に対し一〇〇斤につき五匁ずつ直増すること申渡し、諸銅売上取次人より銅座役所あて請印を捺した証文を提出させている。大野銅の売上取次人は

高池屋栄次郎と布屋理兵衛である。この平均目当高より出増の山方へ出増分へ銀三〇匁ずつの増手当と目当高へ五匁ずつの直増は、嘉永四年の年限よりさらに延期されて安政四年にいたつた。翌五年三月銅座役所へ銅問屋を呼出して、あらためて安政元年より三年まで三カ年の平均一カ年銅売上高を目当高として、前回のように出増分一〇〇斤につき銀三〇匁、目当高に五匁の直増を与えることにした。もとより前回同様に平均目当高より増加した諸銅に限られてゐる。

別子立川銅山の産銅についてみると、天保の後期より弘化年間にかけ御用棹銅（長崎輸出）定高（七二万斤）を大きく欠ける年が多く、嘉永元—三年はようやく定高を売上げ、同四年にいたり御用棹銅のほか余銅つまり地売方荒銅八万八〇〇〇斤余、同五年に同一三万斤余、同六年三万四〇〇〇斤余の売上<sup>25)</sup>がみられる。その直段は一〇〇斤につき銀一八九匁、ほかに手当銀四〇匁、助成銀一〇匁で合計二三九匁六であった。文久四（甲子）年正月銅座役所では銅問屋を召集して、諸山出銅の年季をもつて与えた直増・手当等はすべて止め、銅性善惡・吹減多少により、当分の間は別紙直段で買上げることとし、これまで銅代は正銀で支払つたが以来は六〇目金（金一両一銀六〇目）をもつて金で渡すことになったと告げ、稼方いつそう出精し増産あるように山元へ早く連絡することを指示した。別紙によると別子立川銅（地売方余銅荒銅）の直段三九七匁九とある。<sup>26)</sup> 大野銅の大坂着直段として次の記録がある。

銅一〇〇斤につき代銀一七四匁三分

外に四〇匁御手当被下

一一匁六分 安政四丁巳年一〇〇斤につき御手当

三口合計二二五匁九分

第9表 大野銅大坂廻着までの  
入用・売上銅代

240	銅12貫目
4.5	面谷よりの駄賃
0.92	合せ賃(合吹)
4.8	越賃(絞吹)
7.3	合床・越床 炭14貫600匁
0.17	延土赤土代
0.5	轔代
2	吹屋通道代
0.7	繩造代
6.9	鉛600匁吹切
15.43	銅600匁吹切
10.05	大野より大坂まで駄賃
6.43	入目 減目 200匁代
300.15	合計
308.55	銅12貫目代 100斤につき416匁4
8.4	差引過銀

一七四匁三に四〇匁を加えた二一四匁三は天保以来の代銀である。弘化三年以来三カ年の一ヵ年平均日当高は大野銅一三万三六六四斤五であるが、嘉永二年以来の大野銅大坂廻着銅高は明らかでない。ところで安政四年の増手当が一匁六あつたとすると、これは平均日当高以上の廻銅があり、全廻銅高に対し一〇〇斤について一一匁六の増手当が計上されて一二五匁九となつたとも推量される。安政四年十一月脇坂老中の吹所見分にあたり答申のときの心得として、前年の廻着銅中で大野銅一五万斤ほどあるが、安政三、四年には平均日当高をかなり超えたのかも知れぬ。これに対し安政二年までは目当高に達しなかつたこととなる。また「又候七匁」の直増手当は安政五年以後の改定された増手当で、一〇〇斤につき一二三二匁九となつたのであろう。さらに、「当甲子年三月より金相場六十匁ニテ銅

買上ヶ被仰出候間」として、元治元年の大野銅の大坂着廻までの入用等を記した記録があるが表示すれば第9表のとおりである。<sup>(2)</sup> このうち入目・減目の入目は、銅座より代銀は掛改目方について一〇〇斤につき一〇〇匁を入目として控除し残りに対し支払われる。一〇〇斤につき代銀四一六匁四とあるが、元治元年九月近來物価高騰につき三〇〇匁ずつ直増を通達しており、これは諸銅共通の手当であつたから七一六匁四の代価となつたと思われる。また慶応三年八月には当年より五カ年間荒銅買上代

又候銀七夕  
御直增御手當

二割増を銅問屋へ告示した。<sup>(28)</sup>

安政二年五月当時国産御用掛を勤めた内山七郎右衛門は笛嶋杢右衛門・吉村勝蔵とともに上坂した。大坂に国産物売捌のため、また金子調達や連絡の便宜をも計り、大野産物用場を設けるためであった。大野藩は大坂に蔵屋敷を持たなかつた。

大坂北久太郎町に平野屋喜三郎家屋敷・家付屬土蔵を合計銀二一貫目で葉山屋利兵衛名義で買取り、これを家質とし布屋理兵衛名前より代銀を借入れることとした。銀二一貫目此金三〇七両と銀六匁七九は藩より出資され、布屋にあてられた質入借用証文も藩へ引きとつている。この用場は大野屋七兵衛を家名とし、大野銅問屋の布屋の手代孫兵衛がこれを名乗つたのである。内山の記録によると、彼は安政二年五月より同四年四月にかけて、毎年両三度、前記の笛嶋・吉村や嶋田菅次郎らを連れて上坂している。大野地元の商人にして用場（大野屋）に出勤するものもあり、また吉村・嶋田らは用場に詰めて、用場への諸入用渡金、大野にて買上品代、大坂にて販売物代等の決算勘定をして藩へ届けた。高池屋・布屋の調達出金と銅代金の決算、銅代金為替の大野にての受取などもその内にある。また、例せば安政三年九月の大野屋の決算中、大坂での支払分に銅山方狸皮二〇〇枚金七両三朱永一二文五、銅山方狸皮二〇〇枚代金六両三分一朱永四四文六四、銅山方吹子一〇挺代金三両一分二朱などともみえる。安政三年大野にて買上の品物代のうち鉛四三箇（七〇斤入）金一六八両一分二朱永三二文一一、鉛三五箇代金一三七両など鉛の仕入が少くない。<sup>(29)</sup> 大野屋において大坂で売捌かれる鉛は大野鉛のみでなく、他所からの仕入鉛もあった。安政六年十二月飛驒高山の日下部九兵衛代佐兵衛より大野紺屋又兵衛あて、大坂で鉛為替金三〇〇両を借用し国元で受取つたので、人をして金三〇〇両を大坂大七（大野屋七兵衛）へ返済させたと報じている。日下部家は高山の豪商で飛驒の諸鉛山の仕入主ともな

つっていた。紺屋又兵衛は前記したように、慶応三年大野の白目二〇〇〇斤を引とつている商人で筒井又兵衛は同人らしく、慶應期にかけて、日下部氏より鉛を入れて大坂大野屋へ送っている。慶応二年五月日下部九兵衛より筒井又兵衛あての約定書を例示すると、文久二、三年中に大野屋七兵衛方へ送った鉛代金の件で行違いがおこつたが、今般示談が成立し、約定をとりきめたとし、大野屋には少しもかかわり合いはないとしている。その約定に鉛代金六〇〇兩、うち三〇〇兩は当年五月に受取ることとし、三〇〇兩は明年より三カ年に、一カ年に一〇〇兩ずつ受取るというのである。<sup>(30)</sup>

内山氏は安政三年三月出坂したが、大野より早飛脚があつて面谷惣村七〇軒ほど全焼したことを知り、布屋理兵衛・高池栄次郎に銅山入用の方へ金五〇〇〇両を逐次調達せんことを求めていた。それは容易でなかつたが、布屋ほかいく人かに金子を借用調達し、住友よりも金五〇〇両(銀三五貫一二五匁)を八月初で借用している。住友では銀二一貫〇七五匁渡しの錢屋佐一郎あて振手形と大野藩役所あて銀一四貫〇五〇匁の預手形を渡している。翌安政四年十二月住友では金五〇〇両を明年七月限り用立てているが、前年の貸金は返金されたものとみえる。

前述したように、住友では天保五年六月小泉佐左衛門の銅問屋依頼と金二〇〇〇両の出金要請を結局辞退することになつたが、御手山以前からの藩との縁由もあって貸借関係が続いた。天保五年十月には大野藩より金五五〇両のうち正金五〇両を直ちに渡し、残りを借用したき頼談があり、十一月服部与右衛門が上坂して出金を懇望している。天保六年二月、前年の借用金のうち一〇〇両を藩より差入れたが、住友より残金の返済を催促している。同年四月服部は岩井屋儀兵衛と同道來談し、先年大野銅問屋を勤めた源兵衛が応対しているが、天保五年暮に同年中の返金分を差引き元利合計金六〇〇両余となつており、服部・岩井屋が上坂しそのとき源兵衛は半金三〇〇両入金あれば残り半金

第10表 諸山産銅の種類と吹賃金(慶応4年7月)

種類	産銅名			吹賃金(100斤につき)		
				両	分	朱
鍛物荒銅	吉岡平銅	北方平銅	生野銅	1	2	
同	吉岡床銅	北方床銅		2		
間吹物荒銅	大野銅			1		
同	盛岡銅	別子銅	多田銅			
	雲州銅	楊枝銅	三幸平銅	1	0	1
	貝岐銅	日隱銅				
同	三幸床銅			1	2	1

は天保六年三月まで延引してよいと返答したこと述べ、服部が元入金は断り利足のみ差入れたいというのに對して源兵衛は元利とも返済を求めていた。天保八年二月には松浦左司馬が住友を訪れて、天保七年より三カ年間は元利の内へ年々金二〇両ずつ渡すこととなつたといい、二〇両を持参した。天保九年六月にも金三〇両大野より飛脚をもつて届けている。同年九月大野藩へ新しく金三〇〇両を調達することになつたが、元入利足を差引して残金一一五両三分と銀三匁六分を渡したという。

天保十年九月大野藩の岡門兵衛が頼談し金五〇〇両出金を求めたのに対し四〇〇両を承知し、これまでの元利のうち二五〇両を差引き受取つていて。天保十一年五月には元利のうち金一二〇両を差入れており、同年九月岡門兵衛が來談し、新たに金五〇〇両頼むところを四〇〇両出金し、そのうち二〇八両余を受取つていて。この九月には、差引受取るはずの金高は六〇八両余に達しており、そのうち金二〇八両余と五月の受取一二〇両の合計三二八両余を控除した分が残り、新たに金四〇〇両の借用証文を入れることになつたのである。その後の住友の大野藩との貸借関係については煩雑でもあつて省略し、また詳知しかねるところも多いが、嘉永二年の調査で、大野藩への貸付元銀一八八貫目、明治五年六月の旧諸藩調達金の書付によると、元金一九三四両、元銀九匁と報告されている。<sup>(31)</sup>

慶応四年二月に銅座が廃止せられて銅会所と改め、當時住友ほか五軒の吹屋は銅

会所より銅を預つて吹方に従事した。同年七月銅会所を鉱山局と改称し、やがて銅山司と呼ぶことになる。七月鉱山局より銅売上世話人（銅問屋）への申渡があり、荒銅が廻着すれば早速届け、役人が出張して差団し入念に掛改めるが、半高は売上世話人にて半高は鉱山局付属吹屋で掛調へるとし、荒銅代金はその時々の市中相場で買上げ、もし市中相場の模様により買上直安にあたるときは売上を延引するも苦しからずとし、荒銅売上に口銭等は渡さず、売上世話人は山方と相対のうえ世話料を受取るべしとしている。鉱山局・鉱山司は金銀銅ともに売上げることを要請したのである。同月銅吹屋より鉱山局あてに、諸山銅の性合により吹賃金の差のあることを述べてその賃金高を書出して（第10表）渡方を願いでている。さて大野銅は前述したとおり、絞銅（大坂でいう緩銅）であるが、ここでは間吹物荒銅と記している。大坂吹屋では当月銅一〇〇斤につき出灰吹銀七匁以下の銅は間吹物として銀絞りを行わなかつた。間吹して吹銅としたので別子銅などそれである。しかし別子銅や、やはり山元で南蛮吹を行い緩銅として出荷した多田銅等に比べ、同じ間吹物でも大野銅は性合よしとして吹賃金は低かつた。また生野銅などは緩物荒銅つまり絞銅であつても間吹物でなく大坂吹屋で再度南蛮吹を行つたようである。吉岡・北方ともに備中の銅山であるが、その床銅は平銅に比して「性合悪敷手数二重吹方仕候」につき吹賃金が高い。南蛮二重とあつて二重に吹いたらしい。願書には、今後このほか廻着銅糺吹により時々の性合善惡により吹賃金を願うと付言している。<sup>(32)</sup>

（昭和六十一年十二月一日稿）

#### 註

- (1) 斎藤政雄家文書「万帳」（坂田玉子『大野屋の研究』）
- (2) 『工学叢誌』第二〇巻
- (3) 「中山道筋諸鉱山点検明細録」（『日本鉱業史料集』第四期  
明治篇下）
- (4) 住友修史室蔵「別子立川鉱山公用帳」拾七番
- (5) 宮沢秀和家文書「町年寄江相渡候帳面 御宿之者覚書」  
（『大野市史』諸家文書編二）、覚書には巡見使の大野往返の年次は記されぬが、文中に「七拾年余以前正徳五年より御願

申上」とあって、天明六年のことである。正徳ごろの大野銅廻着や代銀については、「近世の面谷銅山について」(『福井県史研究』創刊号)に述べておいた。宝永末より正徳にかけて、面谷の産銅は一〇万斤を超えた年も多かつたであろう。

正徳の廻着銅は大部分大坂でいう鍍銅(絞銅)で、一〇万斤の代銀はほぼ一一一一二貫目、正徳三年の大坂金相場、元禄金一両が宝字銀八二匁ほどとして一三五六両ほど、正徳四年は通用銀(永中・三宝・四宝)七五匁一八〇匁替として一三八〇両一一四八〇両ほどとなって、二〇〇両は約七分の一の銅代金となる。

(6) 『大野市史』藩政史料篇二

(7) 「万帳」

(8) 諸番所の口留銀については「銅山御用留」に記載がある。

(9) 明治二十七年 米山良輝「面谷鉱山実習報告書」面谷鉱山坑内実測平面図(東京大学工学部金属工学科所蔵)

(10) ねとは根もとの意味で、十番鋸川下間歩の下へ下り詰の掘場であろう。佐渡で敷内において下へ下り詰めた掘場を敷通りといつたが、だいたいそれに該当し、また上通りを佐渡で上敷とよんだが(「佐鉱録」)、十番鋸の山向天井は山向間歩の上敷とみてよいであろうし、山向ねとに相対したものであろう。

(11) 向山源太夫「江戸実情 誠齋雑記」のうち「甲辰雑記」

(12) 住友修史室蔵「年々記」嘉永二年七月二十七日銅吹屋請

書

(13) (24) 右同「御老中御見分扣」三番

(14) 『大野市史』藩政史料編二、「明治二〇〇八年六月御布告ニ依テ同十二月差出候扣」

(15) 右同 滝波昇「慶應四戊辰年四月金銀銅鉛御勘定帳」

(16) 長谷川光忠等「中山道筋諸鉱山点検明細録」(『日本鉱業史料集』第四期明治篇下所収)

(17) 住友修史室蔵「場帳」以下藩との貸借関係は「場帳」、「庭帳」類によつて記す。

(18) 「御用懸用留」

(19) 住友修史室蔵「正月吉日公用帳」

(20) 河原哲郎「飯田太兵衛大野様御控」全文(『奥越史料』15号)

(21) 小葉田淳「備中小泉銅鉛山史」(『住友修史室報』第一四号)

(22) 国会図書館蔵「銀座御用留」卷十二

(23) 元和泉村長野 古世真一氏蔵「懷中日記録」、長野は旧郡上藩領、九頭竜ダム建設のため廢村、古世氏は岐阜県へ転居。

(25) 住友修史室蔵「別子立川両御銅山公用帳」拾五番

(26) (27) 「万帳」

(28) 「別子立川両銅山公用帳」拾六番

(29) 「安政二年乙卯五月大坂產物用場發端」(『大野市史』藩政史料編二)

(30) 岐阜県高山郷土館蔵「銅鉛万証文入」、その中に「文久三亥年九月朔日大坂大野屋七兵衛殿江送り鉛差引帳」も含ま

れる。

(31) 住友修史室蔵「嘉永二年七月願書其外草稿」、「明治五年旧諸藩調達金関係書類」

(32) 同 「戊辰慶応四年正月吉日公用帳」

## 住友の並合業と岡素男

宮 本 又 次

目 次

- 一 住友家の大阪における並合業
- 二 大阪の通商・為替会社と五代友厚
- 三 国立銀行と銀行類以会社
- 四 並合業の開拓
- 五 住友本店の組織と並合業
- 六 岡素男の活躍

### 一 住友家の大阪における並合業

維新の変革で住友家では鰻谷から明治六年（一八七三）に富島町一七番地に出店を設けることにした。本家では家族の起居する奥向と、営業活動を行う表方とに分かれていたが、表方の方は水運の要地である富島に移し、富島出店とし、事業主の居所と事業所に分離した。明治八年十二月に鰻谷東之町一番地を「本家」と称し、また富島町の出店の方は「本店」と称することにした。

富島はもと大仏島といった所で、のち九条島と陸続きになる。元禄十一年（一六九八）の安治川の開削によつて、再び安治川と古川との間に介在することになつてゐた。古川町と同じく元禄十一年の開発になる新地で、富島新地と称

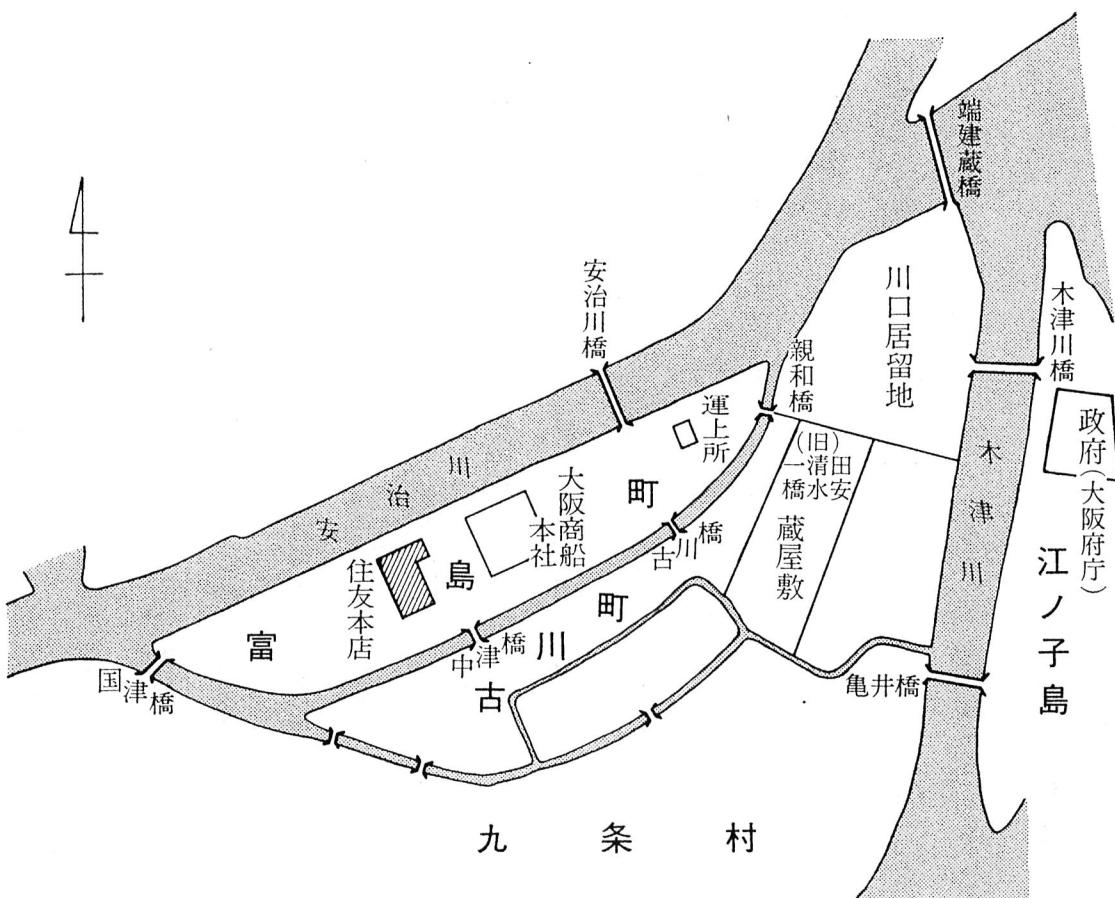
せられていた。その旧名の大仏島というのは、貞享（一六八四～八七）の初めに南都の東大寺の大仏殿を再建するにあたり、大勧進が行われ、沙門龍松院公慶が来て、ここに堂を営んだ。徒僧の無伯がここで西國方から入津してくる諸船や京・堺・近郷近在で勧進してまわり、檀越のものはここで会合し、布施を集めていた。この島で莫大な富や淨財が作られたので、そのため後世に「富島」なる名称が生まれたと伝える。

住友家では早くより土地經營をやつていた。所々に家屋敷を入手し、山本新田<sup>(1)</sup>のように新田も經營していた。また銅輸送の関係から川津に目をつけており、享保八年（一七二三）・同十年・元文五年（一七四〇）・宝暦六年（一七五六）に家質流込みで入手した家屋敷を保有していたから、ここに新たに進出することになった。

すでにこの付近には雜穀問屋も多く集つていたし、船着場であった。安政條約によって大阪も兵庫とともに慶應三年（一八六七）十二月に開市となり、四年（明治元）七月十五日に大阪開港となる。同年五月一日には富島町の東端に運上所（税關と稅務署、外交を兼ねたようなもの）が置かれる。富島町の中央には長州藩の蔵屋敷もあつた（その付近に明治十七年大阪商船本社ができる）。

古川では親和橋（明治初年架橋）北、木津川にては木津川橋（明治元年架橋）筋から一町南の筋以北の旧御舟手番所、御舟手屋敷および九条村の内を併せて、永代借地競売の結果、川口居留地にしていた。そして古川町・富島町一、二丁目は居留地の付属地となり、内外人の雜居地であった。

旧幕時代この川口町の北端、端建蔵橋<sup>(2)</sup>（明治初年架橋）の南詰には船番所があり、その南の地続きのところに御船蔵、南堀割をへだてて船奉行、ついで御船手大番頭屋敷（現、本田小学校裏門）があり、船手屋敷が続く。本田船手用地の以南は御三卿の邸宅で、東より田安家、中央に清水家、西に一橋家と、正門を並べていた。住友家は早くよりこの御三



第1図 富島町付近略図（明治初期）



第2図 新大橋(木津川橋)の向うに居留地を望む。手前は江ノ子島。

卿の掛屋または蔵元であつた。江戸において札差業務と関連して、御用のためこの御三卿家に出入し、この土地とも馴染みも深かつたのである。<sup>(2)</sup>

古川町はもと九条島の傍の「かりがね島」と呼んでいた所で、富島町と古川町との間を流れる古川に、上から古川橋、中津橋、国津橋の三橋があつた。住友家は富島町一七番地に出店を設け、やがて長堀鰻谷の本家から一々指令を得ていた不便を除くため、ついにこれを本店とした。当時入手した白水丸に積む船貨の取扱いに関する便利のために発しているだろう。

富島の住友家の建物は、入口に黒地に井桁の印を染めぬいた暖簾をかかげていた。その土地内には三戸前の土蔵も付属していた。専らこれは別子銅山および神戸支店送りの貨物を蔵置きするために使用されていたが、その数量はそれほどではなく、倉庫は極く一部分利用される程度にとどまっていた。

当時富島町には中川宗次郎や西脇梅造、大内米穀問屋というような、大阪屈指の雜穀問屋がならんでいたし、廻船問屋もあつた。「住友さんに空き土蔵がある」と、こうした大問屋たちが目をつけはじめめる。その上こうした問屋たちはそこに寄託した商品を担保にして金融を求めるようになつてきた。これを住友の側からいふと、倉敷収入の外に、利子収入を得ることになつたわけであるから、そこに自然と並合業の萌芽がめばえてくる。

元来江戸の店詰で両替屋の業務にあたつていた香村文之助が、江戸の両替店の閉鎖によつて大阪本店詰となり、かねてから雜穀問屋から要望されていた雜穀担保の貸付を、本店で明治七年ごろから開始するに至る。

商品の寄託とその寄託された商品を担保とする金融、ここに「並合業」すなわち住友銀行の発端が生ずることになる。住友は江戸でも大阪でもこうした金融業務にかねてから習熟していたから、こうした方面には容易にはいってい

けたと思わねばならぬ。

両替屋は大名貸の外、町人貸をも行い、貸付には信用のみで貸付ける「素貸」と、担保品をとつて貸付ける「並合」があり、この並合の内には蔵屋敷の米切手、砂糖切手などに対する金融もあつたし、両替屋手持の倉庫に物品を貯置きして、これに対し貸付けるものもあり、倉庫の在庫品に対し、その銭前を両替屋にて取上げて貸付けるものもあつた。並合の業務のことをまた「入替」とも称した。このように並合は元来両替屋の一つの営業部門に属することであつたが、住友はこの並合を一つの営業として再開したのである。この点三菱銀行が船舶業の荷為替業務から発足したのと対照的であった。

明治三年三月二十二日付けの大坂府令「諸証文ノ雑形ヲ定ムル件」の中に、「並合証文之事」の書式が示されてるので、明治に入つてからも「並合」という言葉は一般に用いられていたようだ。

住友の並合業は、富島町が水陸運輸の便な土地にあつたことと、このあたりに雜穀問屋が軒を並べていたこと等により、次第に盛大となつたのであつた。当時五代友厚や広瀬宰平らの努力で大阪商法会議所ができ、そこで同業組合設置運動が行われていて、多数の組合が群立していた。しかし「並合業」という独立業は業種として他に類似のものもなく、便宜上質商仲間組合の内に編入されることになり、質商営業の鑑札を受けざるを得なかつたが、それは單なる質屋と目すべきではなかつた。

いまも大阪商工会議所所蔵の諸組合関係の古文書を繙くと、住友は質屋の列名の中にはいっている。当質屋業は三商（質屋・古物商・古着商）として取り締りがきつく、巡邏が住友の帳簿をも検査したが、質屋らしい衣類の取扱いはなく、千円・二千円の貸出数字が出てくるのに驚いたという話が伝わっている。住友は今でも、かつて質屋であった

んだというような風聞が時に流れているが、それは法規上の取扱い上の不備にもとづき、やむなく編入されていたもので、そのままに受取るべきものではない。<sup>(3)</sup>

江戸から大阪に移った香村文之助はこの並合業に専らあたり、キビキビして江戸っ子風を特色としていた。明治十二年二月大阪住友本店職制規則によると、香村文之助は支配方の一人として署名している。<sup>(4)</sup> のち香村は芝川百又商店にはいって活躍している。香村文之助は最初の並合業の主務者であり、金融業務の経験が豊富で、並合業の開始には大きく画策をしたと伝えられている。

芝川又平は加藤祐一とともに五代（友厚）商法会議所会頭の下で理事となり、明治十四年三月に及んだ。芝川又平の先祖は芝河多仲で、対馬国の出身、江州高宮より新六が入婿となり、次の新助は有馬より入家し伏見町四丁目に住し、唐物類を商い、長女きぬの婿養子として京都の中川家より又右衛門がはいった。この又右衛門の子に又次郎が生まれ、のち二代目の又右衛門となり、親又右衛門は又平と改名した。神戸開港後、唐物商として盛大となり、洋銀取引で栄え、末野五兵衛・三木英蔵とはかり来谷復平なる両替屋を始めた。通商・為替会社の解散により、明治五年大阪中之島に第一商社を開始した。しかし芝川又右衛門（又平）は当時における代表的な貿易人であり、五代の片腕としても活躍した。

住友の広瀬宰平も大阪の商法会議所の副会頭であり、その智能は傑出しており、その甥の伊庭貞剛があり、これは芝川又平とも親交があり、その縁で香村文之助が芝川家に迎えられたものである<sup>(5)</sup>。芝川家には住友の考え方が多くはいつているが、それは香村文之助からであるといわれる。香村の息に香村英太郎があつた。

註

集成』第九卷 六一七頁)。

(1) 宮本又次「山本新田と住友家」(『住友修史室報』第一五  
号)

(2) 高原護郎『本田地誌』一二三頁。

(3) 明十八年三月「大阪市街質屋仲間組合規約」の連名中に、  
富島町二十一番地住友吉左衛門の名がある(『大阪經濟史料

(4) 宮本又次「明治初頭における住友家の改革経過」(『大阪  
の歴史』一五号)

(5) 塩田与兵衛『芝川得々翁を語る』五四頁、宮本又次『大  
阪商人』(弘文堂アテネ新書)。

## 二 大阪の通商・為替会社と五代友厚

新政府は明治二年に全国的主要八都市に、各地の富商の共同出資による為替会社・通商會社を設立させ、為替会社に銀行業務を行わせた。しかしこれらの為替会社は新政府の手厚い保護を受けたのにかかわらず、知識・経験の不足から業績不振となり、その後政府の方針変更もあって、明治六年以降あいついで廃業・解散の憂き目をみた。住友家の当主友親も、他の多数有力商人とともに、大阪為替会社頭取並に任命されている。しかし同社の業務も他の為替会社と同様に長続きしなかった。

住友修史室には通商・為替会社、開商社に関する書類が多く保存されている。「為替会社内規則」「為替会社勘定取調書」「貸付帳」「金貨取渡通」「貸附帳」「木綿商社名前連印帳」「貿易商社名前連印帳」「為替会社取替証文」「差加金性名録」「金券受取帳」の如し。しかし住友家は旧来の他の大阪の豪商ほどに中心的存在であったとは思えない。やはり通商・為替会社は大阪の商人・両替商が中心をなしており、住友家は大阪為替会社頭取並であつたにどまつてゐる。これはその設立のとき、大阪旧来の豪商・両替屋が中心をなしており、五代友厚の勧誘によつてなつたと

いう事情もあつたろう。この点加島屋「広岡家文書」によつて若干究明しておく。

五代は明治二年五月一日に外国事務局判事、ついで外国官権判事、大阪府権判事、十五日に会計官権判事に任せられ、二十四日神奈川通商局知事に昇任し、横浜転勤を命ぜられる。當時大阪府の事務の事項が入り込み、用務多端のため帰阪して往来しているが、六月二十五日に出浜する。二年六月外国事務官権判事を免ぜられ、同日会計官判事として横浜在勤となる。

二年五月十一日、大阪の富豪山中（鴻池善右衛門）・長田作兵衛・殿村平右衛門・廣岡久右衛門・石崎喜兵衛および中原庄兵衛の六名は、政府より上京の命を受け、五月十八日に出発した。このとき五代はすでに一応転勤で在京中であり、この人々は伊藤博文とも会つてゐる。そして為替会社・通商會社の設立について勧誘している。

この間の事情は「広岡家文書」によつて知ることができる。これは廣岡久右衛門家の文書で、『明治大正大阪市史』編集当時筆写して、同書第七巻史料中に収めておいたが、その内には何故かこの部分は削られて、為替会社設立事情の史料には収められていない。そこでその部分を新たにここで掘りおこして説明することにする。

すでに商法司より通商司への政策転換がなされ、明治元年閏四月二十五日に商法司を会計官の内に置いたが、国内商業の振興は外国貿易の振興をまつて初めて完全になるとし、ことに外国商人の利益強制に対抗すべき適當の処置として、二年二月二十二日に通商司を置き、五月になつてこれを会計官に移し、かくて五代らが通商司知事に就任したわけであるが、商法司は国内流通機構の統制をはかつていていたのに対し、通商司はやはり前期的商業資本によりつつも、許される範囲内で会社制度を導入して商品流通機構に組み入れ、その自主的な発展を策していた。

通商司は大隈・井上・伊藤の意見で海外の通商の媒介として、経済集中をはかるために十分な機能を通商司に与え

たのであった。五代が外國官より会計官に移つたのは、まさにこの政策転換の際にあたつていたためである。すでに東京では三井八郎右衛門らに貿易商社設立の勧誘がなされ、三井・小野・島田・小津・下村を役員とし、また大阪・京都にも及ぼそ<sup>(1)</sup>うとしていた。

かくて山中以下の大阪の富豪たちも苗字帶刀を許され、旅費も支給されて、六月二日に東京に着き、海運橋元商法司跡にあつた会計官より「通商司規則」を下付され、そして山口範造・伊藤俊輔・五代才助の三人よりこゝも通商・為替会社設立の旨を懇々と勧説された。この際五代才助とこうした大阪町人とにかくより面識があつたと思われる。「東京行一件控」（明治二己巳歳五月、広岡久右衛門所蔵）に、

明治二己巳歳五月十一日九ツ時前、山中店より相回候御達書如左

山中善右衛門・長田作兵衛・殿村平右衛門・広岡久右衛門・石崎喜兵衛

御用之儀有之候間、即刻当官え出頭有之候事

右御達書到来、即刻上町多田篤方へ可寵出候様申来候ニ付、御出頭有之候件、出納司判事三好貞二郎殿より御達有之候案文如左

山中善右衛門・長田作兵衛・殿村平右衛門・広岡久右衛門・石崎喜兵衛・中原庄兵衛

右御用有之候付、頭立候手代一人宛召連、至急東京へ寵出候事

五月 会計官

ついで六月八日には、会計官より山中（鴻池）以下六人は通商司為替会社並に御貸付方總頭申付候事という辞令を受けることになる。六人は帰阪して、両会社の設立に奔走、尽力することとなる。

これと同時に大阪でも六月二十一日に通商司が設置されることになり、山口範造が大阪通商司詰となる。山口は大阪の川口運上所の長官として五月二十三日より五代才助のあとをついでいたのである。山口は外国官判事井上聞多とともに西下して、両会社の設立に援助を与えていたのである。

政府の勧誘あるいは強制によつて両会社はついに明治二年八月十日に実現し、両会社の事務所は八月二十四日より大阪上中之島の通商司の区域内に設置されている。<sup>(2)</sup> このときすでに五代は依願免職となり、大阪に居を移していたから、恐らくこの両会社の設立にも立会えたであろう。五代の会計官在任中の功績として、この両会社の設立に寄与したことになる。両会社の設立の経緯において山中善右衛門らの旧両替商が中心になっており、住友家は単に大阪為替会社頭取並にとどまつたのもそのためであろう。ちなみに大阪為替会社及び開商業社は明治六年に解散している。

### 註

- (1) 宮本又次『五代友厚伝』(有斐閣)一七四頁。
- (2) 菅野和太郎『日本会社企業発生史の研究』(昭和六年刊)、昭和四十六年三版、經濟評論社)一四八頁。

## 三 國立銀行と銀行類似会社

維新後為替会社・通商會社が設立され、為替会社は為替業務を有したが、住友家では友親が大阪為替会社の頭取並に任命されはしたが、同社は永続きせず、また為替会社は旧来の両替商関係の人々が主力であったのに、住友家はあまり積極的ではなかつたと思われる。

政府は大蔵少輔伊藤博文の建議によつて、明治五年十一月アメリカのナショナル・バンクの制度にならい、國立銀

行条例を公布、紙幣発行の特権をもつとともに普通銀行業務を含む、国立銀行制度を発足させた。銀行は明治六年から七年にかけて開業し、第一・第三・第四・第五の国立銀行のわずか四行にとどまつた。

第三國立銀行は大阪において六年四月、鴻池善右衛門外一〇名によつて創立の願を出す。同年五月設立の認可があり、創立事務にとりかかつたが、議論百出、ついに解散となり、結局成立をみなかつた。<sup>(1)</sup> また六年五月、鹿児島県士族重久佐平太外四名が発起人となり、大阪に本店をもつ第五國立銀行の創立を願出てその認可を得たが、のち九年一月、本店は東京に移る。また六年七月二十日に東京で開業した第一國立銀行は、大阪にも枝店を出した。國立銀行の発行した銀行券は、従来の藩札または政府紙幣と異なつて、法律上嚴重な監督と保護を受けていたので、始めは至極円滑に流通したが、通貨膨張の結果、正貨の流出となり、七年より政府紙幣の価格は金貨に対し低落し、その結果國立銀行に対して兌換を要求するものが続出し、國立銀行発行の銀行券は円滑に流通せず、また小野組・島田組の倒産により、國立銀行はいづれも営業不振となる。

ここにおいて九年八月に國立銀行条例の改正となる。銀行紙幣の正貨兌換を廃止し、紙幣発行限度を資本金の八割（従来は六割）に引上げ、また銀行紙幣発行の抵当として、金禄公債など一般の公債を用いることを認めた。これによつて國立銀行の設立は容易となり有利となり、明治十二年に新設が打切られるまでに、既存の四行をあわせて全国で一五三行が設立された。また私立銀行（普通銀行）は明治九年に設立された三井銀行を最初としているが、十二年に國立銀行の設立が打切られた以後、新設が活発化している。だから明治十年前後には銀行制度はまだ十分発達せず、このため銀行の名称を持たないで、為替・貸出・預金などの業務を営む、いわゆる「銀行類似会社」があり、また質屋・無尽などの庶民金融業者などの、銀行以外の金融業者が非常に大きな役割を占めていたのであつた。

住友家が並合業を始めたのはちょうどこのような時期にあたり、富島の倉庫を利用した商人達が、それと併せてかつては両替商として大きな実績をもつ住友家から金融の便宜を期待したのであつた。住友家はこれに応じたことにより、維新後の住友は、金融業は並合という形態による、独特的歩みを踏出したのである。

住友家はこの間、世上の銀行業の動きにまったく無縁であったわけではない。広瀬宰平は自伝『半世物語』の中で、国立銀行条例が発布されたあと、住友家が官民双方から銀行への進出の勧誘を受けたことを明らかにしている。しかし広瀬は旧幕時代の両替商の氣風は、座して利を収めるもので、商業者の本色本分でないと批判しており、固辞して受けなかつたようである。<sup>(2)</sup>また宰平の息広瀬満正は『宰平遺稿』の中で、時期尚早論を述べている。広瀬は勧誘を受けたにしても、当時は別子銅山の近代化に全力を注いでいて、銀行設立に乗り出す余裕がなかつたようである。

#### 註

(1) 『明治大正大阪市史』第四卷

頁。

(2) 広瀬宰平『半世物語』下之巻、住友修史室復刻版一五四

#### 四 並合業の開始

並合業の融資の開始は、明治八年の住友家会計帳簿のなかに、金額は数百円とくわづかであるが、米並合、炭並合などの前年分未回収金の繰越し記録されている。従つて明治七年に若干の取引があつたことは確かである。富島への店舗設置が明治六年であるから、同年または翌七年に開始されたものとみることができる。

明治八年になって融資はかなり活発となり、たとえば「三月六日、米並合、東嶋孝兵衛 11000円」、「四月七日、

中国米一八八二俵並合、井上治郎兵衛・那須長蔵 四四五〇円」などの貸出記録がみられる。このようにして当初は小規模な貸金事業から始まったが、余裕資金の増加とともに業務は次第に拡充された。並合業の融資残高が他の勘定と区分され、明確に判明するもつとも古い時点は十三年末で、そのとき残高は四万九〇七五円と記録されている。

当時の法令ではこの業務を営むのに、質屋としての許可が必要とされたので、住友家も質屋営業の許可を取得した。もちろん小口の庶民金融を扱う一般の質屋とは異っていた。このようにして住友の金融業務は、江戸出店の閉店以来数年ぶりに、形を変えて再開されたのである。このころは住友の経営も最悪期を脱して、徐々に好転しつつあったらしい。別子銅の産銅高も回復し、その売上高も二倍位になり、業績の回復とともに、多少ともに外部からの金融の申し出に応ずる余裕が出来たことを示している。

## 五 住友本店の組織と並合業

住友家は明治十二年二月に大阪本店の「職制並に規則」を定めたが、その中には並合に関する規定が含まれている。会計方・營繕方・田地方・蒸汽方・鉱山買物方・貸家方・書記方とともに並合方がある。「無定員 店長以上ノ命ヲ受ケ並合ニ係ル一切ノ事ヲ取扱フ」とあり、「規則」の第三条に「能ク時々ノ相場ヲ知得シ、抵当貸附物品ノ価格ヲ識別シテ後貸金ノ額ヲ定メ、且ツ売買ノ所有品ニ於テハ其売買ノ機ヲ過マラザル様注意シ、一々重任局エ稟議シテ其許可非サレハ之ヲ所分スルヲ得ズ」とあり、第四条には「並合金出入及ヒ売買金出入ハ各其帳簿ニ明記シ、併セテ会計方ニ収出スヘシ」とある。第二条では商品市況を調査し、それにもとづいて担保商品価格の厳正な査定によつて商品担保金融を行うことを規定し、並合業の堅実な運営を期しているのが判る。

明治十年代に入つて我が国經濟は、不換紙幣の乱発によるインフレーションと、その整理のために激しいデフレーションとを、あいついで経験する。政府は財政政策を転換して紙幣整理に乗出すことになり、その実行は十四年十月に大蔵卿となつた松方正義の手によることになる。

明治十五年三月の家法制定により課制が実施され、並合は商務課所管となつた。十七年四月には香村商務課長が大阪商船会社へ出向することになり、そのあとを岡素男が課長心得となる。岡は不況下にあって積極的に融資を拡大する方針をとつた。香村はのち住友に復帰し、二十五年になつて芝川家へ転出した。

## 六 岡素男の活躍

岡素男は明治八年十二月に住友家に雇入れられた。愛媛県土族奥野三右衛門の二男として安政二年（一八五五）十月十七日に生まれ、明治八年七月に岡雄之進の養子となり、家督を相続した。明治九年四月本店会計方となる。富島町にあって住友の並合業にあたり、回天丸・白水丸の船札を配つたり、船客を案内したり、切符を売つたりしていた。本店の会計方の仕事にあたり、九年七月には八弘社の会計係となる。

八弘社は王政復古で、儒教や仏教に代わつて神道を盛んにして祭政一致をはかり、慶應四年（明治元、一八六八）四月太政官中に神祇官を置き、明治二年七月には神祇官は太政官から独立し、二官六府の中で最高の地位につき、また慶應四年四月には神仏分離がなされ、排仏毀釈となり、こうした情勢で仏教輕視となり、火葬も仏教がもたらした惡習であるとして、一時禁止されることになる。しかし土葬とすると土地も広くいることになり、衛生的にもよくないので、また火葬を許すことになる。大阪では昔から鳶田・長柄に共同墓地があり、火葬の方法は不完全であつたので、

火葬解禁を機会に完全な火葬をすることになり、広瀬宰平外八人で八弘社をつくり、住友家が資金を出すことになる。八弘社は成立早々には天王寺村・長柄・岩崎の各埋葬場に火葬敷地として各四、五反歩の払下げを受け、建築に着手したが、九年四月には天王寺村の分がまず落成し、ついで長柄村のものがなり、十月より岩崎新田の火葬場が開場する。府は埋葬場に関する經營一切を民間に移すことにし、八弘社は府の三埋葬場の払下げを受け、府の經營一切を踏襲して埋葬の取扱いをなした。

八弘社は初め合資組織であったが、のち十五年八月に株式会社となり、住友吉左衛門総理代人の広瀬宰平が土地を出し、芝川又平家の奥村利三郎と広瀬宰平とが一〇〇株を持ち、西邑房四郎・杉村正太郎・平瀬龜之助・阿部金次郎が五〇株、また伊庭貞剛が四五株、藤田伝三郎が三〇株を持つ<sup>(1)</sup>た。

明治九年七月に岡素男は八弘社の会計係となり、十一年四月神戸出店会計方となり、十四年鉢山買物係、朝鮮貿易係となるとともに、八弘社建築方でもあり、それを兼勤していた。東奔西走多忙をきわめた。神戸支店にあっては製銅の販売にあたり、庶務次長もつとめ、二たび貿易に関して渡韓し、また上海・香港にも航し、商況の視察もしている。主家の関係する事業にはほとんど関与し、失敗もあり、叱責、罰俸を受けたこともあるが、解職されることもなく、次第に重用された。

明治十三年朝鮮釜山及び元山に支店を設け、主として銅・巾・寒冷紗を輸出すると同時に、砂金・銀及び牛皮などを輸入したが、十五年壬午の軍乱により予期の利益計上が難しくなり、十六年にはついに両支店を閉鎖している。朝鮮貿易からは撤退したが、あい前後して大阪中之島に並合業の出張所を置いている。

十三年三月には住友吉左衛門の總理代人広瀬宰平が第一國立銀行外五行から通貨を借り入れている。住友家子飼いの

手代として岡素男はその代人として活躍しているのである。

西南の役に際し、征討費支弁の必要上夥しい紙幣の大膨張となり、そのため米価の騰貴となる。堂島米商会所の売買取引は、十二年・十三年に異常な事態となる。大阪の豪商らは紙幣復価のため巨額の定期米を売立てし、反って米価の騰貴となる。十二年十二月末には五代友厚・廣瀬宰平らは売崩しを策して数十万石を売出し努力する。しかし相場引下げ、市場安定はならず、売方の廣瀬宰平・阿部金次郎・杉村正太郎・本荘一行・辻司永造は十三年三月中、正米買入手当金及び定期米証拠金に充当するため、第百三十・第三十二・第三十四・第百四十八・第十三・第一・第二十六・第百三十五の各国立銀行及び三井銀行から多額の借入れをなした。これらは「五代友厚文書」中に見出せる事実である。このとき岡素男は廣瀬の代人として三月十六日ごろから第百三十国立銀行・第三十二国立銀行・第三十四国立銀行・第百四十八国立銀行より盛んに借用している。岡の奔走は實に目覚しい。例えば第百八十八国立銀行の四万円の場合は次の如くである。<sup>(2)</sup>

三月廿六日  
一金壱万円 借主 広瀬宰平

利子月一歩之割

右抵當丁銅四万斤

〃  
一金壱万円 借主 五代友厚

利子月一歩之割

右抵當丁銅四万斤

三月二十七日 一金壱万円 借主 杉村正太郎

利子前同断

右抵当第四十二銀行株券

三月二十七日 一金壱万円 借主 本荘一行

利子前同断

右抵当第四十二銀行株券

(杉村・本荘兩人借受け分は、広瀬宛て二〇〇〇円の手形一〇枚をもって受取つてゐる。)

三井銀行からも広瀬らは借出しに努力しているし、広瀬外三名の代理として岡が尽力している。丁銅や肥後米預り証などを抵当にしてゐる。

十三年三月に「解米」の熟談が成立し、会所は買方仲買人六六名の市場立会いを一時差止めている。翌四月大蔵卿は全国各地の定期米売買を停止したが、同年十月になって漸く米商会所の営業停止がとされた。『半世物語』に宰平は「この時の経験により米相場業の非常に危険なることを覺知すると共にかくの如き投機的作業は決して正直なる実業家のなすべきものにあらざることを確認せり」と述べている。<sup>(3)</sup> 売方としては幸いに勝つたものの、五代・広瀬らの金銭調達の苦労は相当なもので、その間岡の尽力もまた大であった。

岡素男は十五年三月二十八日に商務課次長に、十七年四月二十一日に課長心得になり、十九年十二月二十二日に商務課長となる。香村商務課長のあとを引継ぎ、大いに並合業を発展させる。岡の積極的經營で並合業の残高は十六年

末の一三万三〇〇〇円から十七年末には二四万七〇〇〇円となり、十八年末には三三万八〇〇〇円になって、この二年間で二・六倍に拡大している。

当時における銀行の規模をみると、十八年末には国立銀行は全国で一三九行あり、その貸出高は六四九四万円、一行平均四六万七〇〇〇円であったから、住友家の並合業の規模は国立銀行の平均の約四分の三に相当していたのである。三井銀行などは例外的に大きかつたが、一般の私立銀行はきわめて零細であった。住友の並合業は全額自己資金による貸付けであつたにもかかわらず、すでに中堅クラスの銀行に比肩する程の規模にまで成長していくことになる。住友の貸出の担保は、初めは米・雑穀などの商品や古金銀などであつたが、明治十四、五年ごろには公債・株式などの有価証券を受入れるようになり、業務の拡大につれてその比重が高くなっていた。また十六年ごろには中之島に出張所を設けるようになり、十八年には中之島常安橋北詰にあつた旧柳川藩蔵屋敷の建物を購入して、営業倉庫にあてるに至つた（いまの住友病院の土地。明治二十八年本店及び銀行本店となる）。明治二十八年住友本店が富島町から中之島へ移つたあとには、三十二年に住友倉庫の事業所（まもなく川口出張店）が置かれ、三十六年には住友銀行川口支店・住友倉庫川口出張店となる。その後も昭和四十二年ごろまで住友倉庫の施設があつた。

中之島一帯には旧幕時代の諸藩の蔵屋敷が多く、明治になつてからも米穀商が多かつた。住友本店は諸藩の蔵屋敷跡の土蔵を頻りに借り、かくて並合業付属の倉庫業務が拡充された。明治十四年前後両半季、本店並合方における貸付金員（後<sup>(4)</sup>業講を除く）は考課状によると次の如くであつた。

一金四万九千七拾五円      十三年度ヨリ操越高  
一金參万七千七百七拾円      十四年上半季貸付高

合計金八万六千八百四十九円<sup>(五)</sup>

(中略)

一十三年度ヨリ十四年度へ操越高金四万九千七拾九円ニシテ、十四年度ヨリ十五年度へ操越トナル金高ハ拾万六千二百円余ナレハ、差引五万七千百弐拾円余ノ増加ナリ、是レ他ナシ、十四年度ニアツテハ浜崎(弐万円)・岩本(壹万円)・真嶋(壹万五千円)・黒川(弐万円)等巨額ノ貸金数口アリ、加フルニ本年ハ米価次第ニ下落セシヲ以テ、一時該品ヲ抵当トナシ金員ヲ借入ル、モノ多キニヨル

また同じ考課状では「利子高低ノ景況ハ一月初旬ヨリ二月中旬マデ各地紙幣ノ融通逼迫シ、為メニ日歩ノ高点十錢以上ニアリ、爾來紙幣ノ需要モ梢ヤ弛寛ノ姿ヲ現ハシ、四五月ノ頃ハ日歩四錢内外ヲ昇降シ、六月ヨリ十月ニ至ルノ間ハ五六錢ヲ往来シタリシカ、十一月以来漸次昇進、高点八錢内外ニ達シタリ、然シ本年々末ノ金融ハ十三年ニ比スレハ緩慢<sup>(慢)</sup>ニシテ、日歩ノ如キモ常ニ武三錢下位ニアリ」(後略)とあり、並合の金利は早くから一般金融情勢の動きにともなつて変動した。

明治十六年には船舶を抵当として一〇口、五万八〇〇〇円の貸出しもしている。これは住友が大阪商船会社の創立に参加したことによつている。広瀬宰平は請われて創立委員となり、伊庭貞剛・河原信可らの委員とともに、中小船主を新会社に糾合するため奔走した。「住友家においては船主に資金を貸与してその参加を勧誘した」のであつた。なお広瀬は翌十七年に大阪商船が設立されると、招かれて初代頭取になつている。

また十三年九月住友は、自家船安寧丸を朝鮮航路に就航させるとともに、大阪本店・釜山支店および同船の寄港する長崎・博多・下関などの間に、荷為替の業務をはじめている。積送貨物を担保として荷主に「荷為替金」を融資す

ることもしている。これは明治十六年釜山支店が廃止されるまで続いたらしい。

住友では並合業を拡大し、二十一年には神戸支店でも貸金を行つてゐる。二十二年末ごろの融資残高は本店五〇万円余、神戸支店二〇万円余に達した。しかし並合の担保として株式も受け入れていたので、二十三年の株価暴落のときには、本店の貸金の内で抵当の不足するものも続出した。そのため同年貸金の整理を行つてゐる。これは並合業にとっては不利益で、新規の貸出しも押えている。そのため本店の融資残高はこれまでの五〇万円台からまた三〇万円台に下つてゐる。

並合の利益は一般金融情勢の動きにともなつて変動していた。十七年以後の十年間に金融情勢の変化にともない、年利七%弱から一一%強までの間にかなりの変動を示してゐる。住友の並合業の金利は、明治十年代後半以降貸金金利はまったく銀行の場合と同水準であった。住友本店も神戸支店も順調に伸び、二十五年には山陽鉄道も延長されて、六月には尾道支店も設けられる。本店商務課・本店庶務課・神戸支店の間に貸金極度が定められ、またこれに尾道支店も加わる。二十四年十一月家法の改正により、商務課並合方の名称が廃止され、商務課貸付係ができる。

住友友純が家長となり、広瀬宰平の引退より伊庭貞剛の筆頭重役就任となり、銀行創設の機運が高まつてくる。ここで岡素男の意見書が出され、続いて上村喜平の意見書も出され、明治二十八年五月尾道会議が開催され、ついに銀行設立の決議がなり、筆頭支配人の設置、倉庫業の分離が決行される。同年の住友銀行の設立となる。

岡素男は明治二十八年十月十五日理事心得となり、創業時の本店貸付課長となる。二十九年十月一日には銀行副支配人兼住友本店副支配人となる（二十八年十一月田辺貞吉が住友銀行本店支配人）。三十三年二月九日神戸支店長兼銀行神戸支店長及び倉庫神戸支店長となる。三十四年一月五日銀行副支配人となる。三十七年十一月二十四日銀行船場支店

(ここにもと泉屋銀行の本店があつた)<sup>(6)</sup>支配人となり、ここで永年勤め、大正三年十二月一日依頼解雇となる。晩年における岡素男と銀行との関係、その功績については、稿を改めて述べたい。また岡の二十八年の銀行創設の意見書については、次の機会に詳しく紹介したい。

註

- (1) 『明治大正大阪市史』第一巻概説篇九五九頁。
- (2) 『五代友厚伝記資料』第二巻七四頁。
- (3) 『半世物語』復刻版一二〇頁。
- (4) 住友の社員の貯蓄組合。明治十一年二月設立、三十二年七月解散。
- (5) 『大阪商船株式会社五十年史』一二四頁。
- (6) 宮本又次「泉屋銀行について」(『住友修史室報』第三号)

## 近世住友の型銅について

近世初期はともかくとして、輸出銅として棹銅が位置づけられ、国内向けとしては各種の形状のもの（型銅）が出回るようになる。

諸国の銅山から送られてきた粗銅は、大坂長堀茂左衛門町（鰻谷）の精錬工場で、真吹きにかけて精製され、一定の比率以上の含銀量あるもの、あるいは不純物の多いものを南蛮吹きにかけ抜銀、あるいは白目として分離したのち、棹銅その他の型銅に小吹きされる。次ぎにそれぞれの型銅の形状・寸法・重量・用途などについて述べよう。

先ず輸出用棹銅はオランダ・中国向けのもので、長さ七寸～八寸（約二三センチメートル）、幅五分（約一・五センチメートル）、重さ七〇～八〇目（約二六三～三〇〇グラム）、輸出に当つては風袋八〇〇目（三キログラム）の木箱に約一〇〇本の棹銅を収めて、内容総量一六貫目（六〇キログラム）として長崎に廻送した。国内向けとしては丁銅・樋丁銅・小丸銅・大丸銅・長棹銅などがある。丁銅は縦六・八寸～七寸（約二・二～一・五センチメートル）、幅四寸～四・九寸（約一・二～一・五センチメートル）、厚さ三分余（約一センチメートル）、重さ八〇〇目（約三キログラム）、船飾り・瓦地に用い、一丁で瓦が八枚となる。樋丁銅は屋根の樋になるもので、延ばしたときは一丁一貫目（三、七五〇グラム）で、長さ約二メートル位になる。つぎに小丸銅（円形、なか高、扁平なもの）は百目（約三七五グラム）から二百一三十目（八二五～八六二・五グラム）で、茶瓶・薬罐地になる。大丸銅は銅盤・風呂釜・火鉢などになる。長棹銅は針金地になるもので、一本で約三一〇目（約一、二

第1表 住友鋳造型銅の原子吸光分析結果

試料名	摘要	銅	金	銀	ニッケル
No. 1 桟 銅	江 戸 時 代	% 99.29	% 0.0005	% 0.040	% 0.23
No. 2 丸 銅	〃	% 99.33	% 0.0002	% 0.0085	% 0.035
No. 3 丁 銅	〃	% 99.76	% 0.0005	% 0.0098	% 0.043
No. 4 K S 銅	明治22年～大正14年 反 射 炉 鋳 造	% 99.71	% 0.0006	% 0.029	% 0.10
No. 5 電気角銅	大正10年～ 電気銅を反射炉鋳造	% 99.95	% 0.0001	% 0.0035	% 0.0019

試料名	ビスマス	コバルト	鉛	砒 素	アンチモン	セレンイウム
No. 1	% 0.0054	% 0.0011	% 0.34	% 0.043	% 0.001	% 0.006
No. 2	% 0.0016	% 0.0050	% 0.31	% 0.030	% 0.005	% 0.004
No. 3	% 0.0021	% 0.0064	% 0.12	% 0.012	% 0.005	% 0.019
No. 4	% 0.0016	% 0.0006	% 0.0013	% 0.0007	% 0.0005	% 0.068
No. 5	% 0.0018	% 0.0003	% 0.0026	% 0.0002	% 0.0003	% 0.001

試料名	テルル	錫	鉄	硫 黃	酸 素	計
No. 1	% 0.0003	% 0.002	% 0.0009	% 0.004	% 0.010	% 99.974
No. 2	% 0.0002	% 0.004	% 0.002	% 0.006	% 0.079	% 99.821
No. 3	% 0.0006	% 0.002	% 0.002	% 0.005	% 0.005	% 99.992
No. 4	% 0.0001	% 0.0001以下	% 0.0003	% 0.006	% 0.013	% 99.932
No. 5	% 0.0001	% 0.0004	% 0.0004	% 0.005	% 0.005	% 99.973

(昭和54年7月31日 住友金属鉱山株式会社別子事業所分析室)

○〇グラム)位、長さ二尺四寸(約七三センチメートル)、幅六分(約一センチメートル)、一尺(三〇センチメートル余)につき懸目一厘(〇・〇七五グラム)の針金に延ばしたときは、長さ凡五百間(約九〇〇メートル)になる。

これらの品位につき先年(昭和五十四年七月三十一日)、住友金属鉱山株式会社別子事業所分析室で原子吸光分析のところ、第1表のような数値が示された。

慶應二年(一八六六)七月、長崎御用銅は廃止され、明治二年(一八六九)二月からは銅の輸出は自由になる。これに伴い銅の形状も棹銅から大型の丁銅、長さ四二・五センチメートル、幅二二・八センチメートル、厚

さ一・五センチメートル、重さ約七・五キログラムのものに変わる。また明治二十二年からは反射炉鋳造によるKS銅に変わる。これは側面台形の変形六面体で、底辺長さ三四・五センチメートル、幅一〇センチメートル、厚さ六・五センチメートルのものである(大正十四年廃止)。ついで大正十年からは電気精鍊による銅を反射炉鋳造した電気角銅、長さ一五・五センチメートル、幅一五センチメートル、厚さ三センチメートルのものへと移行することになる。